



TOMONY
HOLDINGS

DISCLOSURE 2024. 9

中間期 ディスクロージャー誌 2024. 9



徳島大正銀行



香川銀行

CONTENTS

サステナビリティ	1
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み	3
資本金の状況及び株式の総数等／大株主の状況	5

資料編

トモニホールディングス

連結決算の状況	6
中間連結財務諸表	10
時価等情報（連結）	24
デリバティブ取引関係（連結）	26
自己資本の充実の状況（連結）	28

徳島大正銀行

連結決算の状況	36
中間連結財務諸表	39
単体決算の状況	51
中間財務諸表	52
財務諸表に係る確認書	58
損益の状況	59
諸比率	62
預金	63
貸出金	64
証券	67
時価等情報	68
デリバティブ取引関係	70
自己資本の充実の状況（連結）	71
自己資本の充実の状況（単体）	80

香川銀行

連結決算の状況	89
中間連結財務諸表	94
単体決算の状況	107
中間財務諸表	108
財務諸表に係る確認書	114
損益の状況	115
諸比率	118
預金	119
貸出金	120
証券	123
時価等情報	124
デリバティブ取引関係	125
自己資本の充実の状況（連結）	127
自己資本の充実の状況（単体）	136

サステナビリティ

サステナビリティに関する基本方針

当社グループは、環境・社会問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上の観点から、地域金融グループとしての役割・特性を活かして積極的・能動的に取り組んでいきます。

サステナブル投融資方針

当社グループは、豊かな海や山に囲まれ温暖な気候風土に恵まれた地域の自然環境を守り、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上に向けて、本方針に基づく責任ある投融資に取り組んでいきます。

1. 積極的に支援する事業

- (1)省エネルギーや再生可能エネルギーなど脱炭素社会の実現に資する事業
- (2)創業・事業承継など地域経済の持続的発展に資する事業
- (3)高齢化、少子化等の課題に対応する医療・福祉・教育の充実に資する事業
- (4)持続可能な社会の形成に前向きな影響を与える事業

2. 支援を回避する事業

(1)石炭火力発電事業

新設の石炭火力発電所向け投融資は原則行いません。ただし、災害対応や国内政策に則った対応を検討する場合は、個別に慎重に対応します。

(2)兵器製造関連事業

戦争等に使用されるクラスター弾など、非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

(3)人権侵害・強制労働等に関与する事業

児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている事業への投融資は行いません。

(4)パーム油農園開発事業・森林伐採事業

環境・地域社会への影響や森林資源保全の観点など、様々な点に十分注意したうえで慎重に対応します。

人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、人材の多様性が組織の競争力を高め、地域への貢献そしてお客さまへのサービス向上につながると考え、女性の活躍促進を含むダイバーシティを積極的に推進していきます。

また、当社グループは、社員一人ひとりの成長を組織の成長につなげるため、働きやすい、働きがいのある職場環境の整備に努めるとともに、実践的かつ効果的な学びの場を提供することにより人財の育成に努めていきます。

TCFD提言への賛同

当社は、環境・気候変動への対応を重要課題と捉え、令和4年5月に気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しました。



重要課題（マテリアリティ）に対する中長期的な取組みの方向性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

重要課題 (マテリアリティ)	リスクと機会（●リスク、○機会）	中長期的な取組みの方向性	対応するSDGs
環境 (E)	●大規模風水害等の発生による当社グループの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク ●大規模風水害等の発生によるお客さまの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク ●大規模風水害等の発生に伴う不動産担保の損壊等によるリスク ●気候変動に関する規制や税制等の変更に伴う当社グループの事業への影響によるリスク ●気候変動に関する規制や税制等の変更に伴うお客さまの事業への影響によるリスク ○お客さまの気候変動への対応支援による資金需要及び関連投融資の増加 ○お客さまの気候変動への対応支援に関するコンサルティング及びサービスの充実	・SDGs・ESGをはじめとするサステナビリティへの取組みの強化 ・地域社会のサステナビリティへの取組みの支援強化	      
社会 (S)	●人口減少や事業所数減少等による地域活力の減退 ○地方創生による地域における安定した雇用創出や地域への人口流入に伴う資金需要及び関連投融資の増加	・広域金融グループとしての地方創生に向けた取組みの強化 ・法人支援態勢の強化による金融仲介機能及びコンサルティング機能の発揮 ・広域金融グループの強みを活かしたコンサルティング態勢の拡充 ・地域商社金融グループとしての提供サービスの拡充	   
	●少子高齢化の進展による生産年齢人口減少による労働力の不足 ●少子高齢化の進展による社会保障制度の後退 ○長寿化社会における資産運用・資産形成ニーズの高まり	・ライフステージに応じた安心・安全で利便性の高い金融サービスの提供 ・個人支援態勢の強化によるコンサルティング機能の発揮 ・お客さま本位の業務運営への取組みの強化	   
働き方改革・人材育成	●生産年齢人口減少による採用環境の悪化及び採用コストの上昇 ●多様な人財不足による競争力の低下 ○モチベーション向上による企業成長の促進 ○優秀な人財の確保及び定着化の促進	・働きやすい、働きがいのある職場環境の整備 ・実践的かつ効果的な学びの場の提供による人財の育成 ・多様な人財の活躍推進への取組み	    
ガバナンス (G)	●システム導入・更新に伴うコストの増加 ●非効率的な業務による生産性の低下 ○効果的なシステム投資によるコストの平準化及び効率的な業務運営の実現 ○業務効率化による生産性及び提供サービスの向上	・BPR及びDX活用による業務効率化の追求 ・グループベースでのコスト削減による更なる経営の効率化 ・次期基幹システムの検討着手	 
グループガバナンスの強化と各ステークホルダーとのコミュニケーション	●予期せぬリスクの顕在化による損失の発生 ●事故・災害等の被害の拡大及び復旧の遅れ ●金融不安・景気の急変動等による財務内容の悪化及び顧客・市場等からの信頼の失墜 ○適切なリスクテイクによる競争力の向上 ○各ステークホルダーを意識した経営による企業価値の向上及び取引基盤の拡充	・「トモニスタイル」の進化によるグループガバナンス態勢の強化 ・プライム上場会社として相応しい資本政策（資本充実、資本活用、株主還元）の実施 ・グループ広報機能の強化	   

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

中小企業の経営支援に関する取組方針

当社グループは、グループ経営理念の一つに「お客さまとともに成長（地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けます。）」を掲げており、地域のお客さまへの円滑な金融仲介機能の発揮に取り組んでいます。

銀行子会社である徳島大正銀行及び香川銀行においては、「金融円滑化・地域密着型金融への取組み」を主要施策の一つと位置付け、お客さまへの資金供給、債務の弁済に係る負担の軽減及び経営に関する支援等について、全行を挙げて積極的に取り組み、地域経済の健全な発展に貢献していきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・個人事業主のお取引先に対して、徳島大正銀行及び香川銀行の本部専門部署と営業店が一体となって、新規開業、事業拡大等ご融資に関する相談、経営改善計画書策定支援等の経営相談に積極的に取り組んでいます。

また、外部機関や外部専門家等とも連携を図り、お客さまの経営全般の課題解決に向けたコンサルティング機能の発揮に向け、積極的に取り組んでいます。

【 中小企業経営力強化支援法に基づく認定の取得 】

徳島大正銀行及び香川銀行では、コンサルティング機能の発揮に向け、平成24年11月、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業経営力強化支援法）」第17条第1項の規定に基づく「経営革新等支援機関」（認定支援機関）としての認定を受けています。

■ 「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（地域とトモニファンド）」の設立

「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（略称：地域とトモニファンド）」をフューチャーベンチャーキャピタル㈱と共同で設立しています。「地域とトモニファンド」は、徳島大正銀行及び香川銀行の営業エリアに本社又は拠点を持つ、『創業期の企業・第二創業に取り組む企業』『事業承継を必要とする企業』『その他地域経済の活性化に資する企業』を投資対象としており、本ファンドの活用により、地域金融グループとして地域経済の活性化に貢献しています。

■ 人材紹介業務への参入

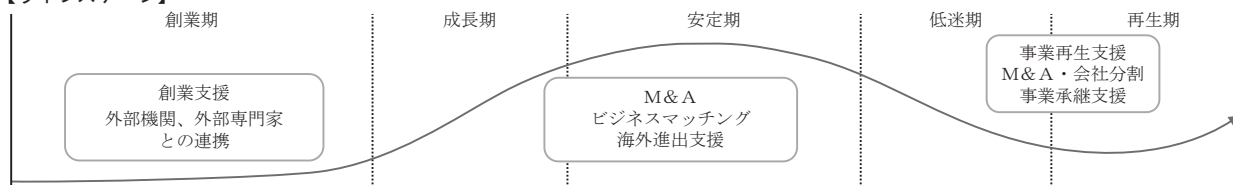
少子高齢化の進展に加え、地方においては大都市圏への人口流出や事業承継問題の影響等により、人材の確保（特に、経営幹部人材、管理職人材、後継者等）を経営上の優先課題と位置付けている企業が増えています。こうした経営課題解決のサポートを行うため、当社グループは、人材紹介業務に参入し、お取引先の持続的な成長を支援することで、地域経済の活性化に貢献しています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

【 ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮 】

当社グループは、お取引先の各ステージ（創業期、成長期、安定期、低迷期、再生期）におけるニーズや経営課題を解決し、中長期的な成長を支援するコンサルティング機能の発揮を積極的に行っています。

【ライフステージ】



【 創業・新規事業開拓の支援 】

創業及び第二創業を支援するため、事業化に向けて事業計画書の策定支援、補助金や助成金の申請支援、外部機関との連携による専門家の紹介、各種セミナーの開催等を行っています。

また、高齢化社会の進展に伴う医療・介護分野へのニーズに対応するため、医療・介護分野の新規開業・事業拡大に特化した資金調達を支援する商品の取扱いをはじめ、コンサルティング業者や医療機器メーカー、不動産業者等と連携した開業支援を行っています。

【 成長段階における支援 】

お客さまのビジネスチャンスを創出するため、当社グループの広域店舗網を活かしたビジネスマッチングをはじめ、各種商談会の開催、アンテナショップやネットショップの開設等を行っています。また、事業のライフステージや業種に特化したセミナー開催による情報提供等、お客さまの事業をサポートしています。

【 経営改善・事業再生・業種転換等への支援 】

営業店と本部専門部署が一体となった経営改善・事業再生の支援体制の充実を図るとともに、外部機関との連携により専門性の高いサポートも提供しています。また、お客さまとの対話を通じて、事業内容、強み・弱み、経営課題を的確に把握・分析する「事業性評価」により、M&Aや事業承継、業種転換等、最適なソリューションの提案に努めるとともに、事業の将来性や継続性を重視した融資等に積極的に取り組んでいます。

地域の活性化に関する取組状況

■ 地方公共団体等との連携協定の締結

地方創生に対する取組強化の一環として、地方公共団体や外部機関との連携協力協定書等を締結するなど、官民一体となって地域経済の活性化を支援しています。

■ 持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書の締結

当社グループは、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校との間で、相互に連携・協力し、将来にわたって持続可能な地域経済の発展に貢献することを目的に、「持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書（略称：地域とともに産学連携）」を締結しました。

この「地域とともに産学連携」により、大学及び高専は、当社グループが持続可能な地域経済の発展に貢献するために必要となる機能を適切に発揮していくため、アドバイス等を行います。また、当社グループは、大学及び高専が保有する特許等の知的財産及び技術・研究成果を用いて起業する若しくは事業化する企業活動又はベンチャーに対して、「地域とトモニファンド」の活用を含め、経営面・金融面でのサポートを行います。さらに、当社グループ並びに大学及び高専は、地域経済を支える金融機能を維持するために、相互に協力して人材育成に努めることとしています。その一環として、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校の学生を対象に、経済や金融に関する講演会を開催しています。

■ 地域貢献活動への取組み

地域の皆さまの生涯学習に関する事業を支援するため、生涯学習活動を行う多くの団体に対して助成金を交付しています。また、国際交流、教育、スポーツ、音楽等、青少年への様々な支援を通じて、元気な地域社会の実現を目指しています。

資本金の状況及び株式の総数等／大株主の状況

■ 資本金の状況 (令和6年9月30日現在)

資本金 30,228百万円

■ 株式の総数等 (令和6年9月30日現在)

株式数		
発行可能株式総数	普通株式	476,000,000株
発行済株式総数	普通株式	193,533,011株
株主数	普通株式	14,764名
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）	

■ 大株主の状況 (令和6年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	24,007	12.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	13,246	6.88
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,468	3.88
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	5,703	2.96
MURAKAMI TAKATERU （常任代理人 三田証券株式会社）	SINGAPORE （東京都中央区日本橋兜町3-11）	5,277	2.74
有限会社エーシーエヌウインド	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	3,154	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟）	2,542	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟）	2,479	1.28
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.06
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,914	0.99
計	—	67,839	35.26

■ 株式会社徳島大正銀行 大株主の状況 (令和6年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	77,162	100.00
計	—	77,162	100.00

■ 株式会社香川銀行 大株主の状況 (令和6年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	75,689	100.00
計	—	75,689	100.00

資料編

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰やウクライナ・中東情勢による地政学リスクの拡大等、国内外に不安材料はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和6年春闘においては大手企業の賃上げ率が5%を超える等、総じて底堅く推移しました。

金融市場においては、日銀による追加利上げが行われ金融政策の正常化を進める姿勢が示された一方で、米国利下げによる日米金利差の拡大により円安が進行しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けており、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比3,010百万円増加して45,437百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加により資金調達費用が増加したこと等により、同1,288百万円増加して32,879百万円となりました。その結果、経常利益は同1,721百万円増加して12,557百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同1,669百万円増加して8,683百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,571億円増加して4兆9,675億円となり、純資産の部合計は同75億円増加して2,849億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,056億円増加して4兆4,428億円、貸出金残高は同566億円増加して3兆6,124億円、有価証券残高は同568億円増加して7,440億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は126,737百万円となり、前中間連結会計期間比100,938百万円の獲得増加となりました。これは、預金やコールマネーの増加による資金獲得が増加したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は24,833百万円の資金を獲得しましたが、当中間連結会計期間は68,129百万円の資金を支出しました。これは前中間連結会計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は1,629百万円となり、前中間連結会計期間比810百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、リース債務の返済による支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比56,978百万円増加し、514,976百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	百万円	37,150	42,427	45,437	77,654	87,817
連結経常利益	百万円	9,536	10,836	12,557	20,679	21,528
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,848	7,014	8,683	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	14,168	14,008
連結中間包括利益	百万円	△6,517	5,784	8,411	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	3,299	21,211
連結純資産額	百万円	238,654	252,474	284,961	247,356	277,466
連結総資産額	百万円	4,642,440	4,687,769	4,967,539	4,551,361	4,810,452
1株当たり純資産額	円	1,454.91	1,535.04	1,463.23	1,506.76	1,426.53
1株当たり中間純利益	円	42.49	43.24	45.15	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	87.71	82.10
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	41.67	42.44	44.42	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	86.04	80.61
自己資本比率	%	5.06	5.31	5.66	5.36	5.69
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.81	8.88	9.30	8.86	9.23
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△46,034	25,799	126,737	△201,412	57,591
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△20,489	24,833	△68,129	37,476	27,567
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△778	△819	△1,629	△2,564	6,503
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	465,525	416,153	514,976	366,324	457,998
従業員数	人	2,300	2,262	2,223	2,237	2,212
[外、平均臨時従業員数]	人	[255]	[255]	[251]	[252]	[250]

- （注） 1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当社は、国内基準を採用しております。
3. 令和5年度中間期より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和4年度中間期及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨（連結）

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和5年度中間期及び令和6年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

■セグメント情報

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,200	9,874	2,406	6,945	42,427

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	24,949	10,038	2,609	7,839	45,437

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、報告セグメントが「銀行業」のみであり、報告セグメントに含まれない事業セグメントについては重要性が乏しいことから記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	12,123	11,586
危険債権額	49,531	49,652
三月以上延滞債権額	50	58
貸出条件緩和債権額	5,867	5,645
合計	67,573	66,942
正常債権額	3,485,719	3,623,056
部分直接償却実施額	9,105	8,432
総与信残高（未残）	3,553,292	3,689,999

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
資産の部		
現金預け金	420,778	519,533
商品有価証券	405	365
金銭の信託	1,212	1,104
有価証券	679,227	744,009
貸出金	3,483,756	3,612,449
外国為替	7,174	3,428
リース債権及びリース投資資産	11,079	13,009
その他資産	52,110	39,654
有形固定資産	35,600	37,198
無形固定資産	902	527
退職給付に係る資産	6,551	9,631
繰延税金資産	3,874	270
支払承諾見返	7,005	7,726
貸倒引当金	△21,910	△21,372
資産の部合計	4,687,769	4,967,539

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
負債の部		
預金	4,122,861	4,329,826
譲渡性預金	143,546	112,999
コールマネー及び売渡手形	25,000	56,000
債券貸借取引受入担保金	9,452	—
借入金	103,112	138,744
外国為替	19	66
その他負債	22,641	34,860
賞与引当金	341	354
役員賞与引当金	49	51
退職給付に係る負債	147	146
睡眠預金払戻損失引当金	115	82
偶発損失引当金	151	219
繰延税金負債	40	701
再評価に係る繰延税金負債	808	798
支払承諾	7,005	7,726
負債の部合計	4,435,294	4,682,577
純資産の部		
資本金	25,000	30,228
資本剰余金	25,887	31,109
利益剰余金	201,204	214,954
自己株式	△490	△407
株主資本合計	251,601	275,885
その他有価証券評価差額金	△4,474	1,941
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	1,423	1,400
退職給付に係る調整累計額	670	2,284
その他の包括利益累計額合計	△2,381	5,628
新株予約権	1,048	1,115
非支配株主持分	2,206	2,333
純資産の部合計	252,474	284,961
負債及び純資産の部合計	4,687,769	4,967,539

■中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	42,427	45,437
資金運用収益	31,477	34,861
(うち貸出金利息)	23,200	24,949
(うち有価証券利息配当金)	7,972	9,370
役務取引等収益	5,853	6,620
その他業務収益	2,759	2,764
その他経常収益	2,336	1,190
経常費用	31,591	32,879
資金調達費用	817	1,464
(うち預金利息)	609	1,334
役務取引等費用	2,006	2,032
その他業務費用	11,012	11,298
営業経費	16,592	16,835
その他経常費用	1,162	1,247
経常利益	10,836	12,557
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	248	214
固定資産処分損	28	167
減損損失	219	46
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
法人税、住民税及び事業税	3,418	3,254
法人税等調整額	108	355
法人税等合計	3,526	3,610
中間純利益	7,061	8,733
非支配株主に帰属する中間純利益	46	50
親会社株主に帰属する中間純利益	7,014	8,683

■中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	7,061	8,733
その他の包括利益	△1,276	△322
その他有価証券評価差額金	△1,228	△130
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△46	△192
中間包括利益	5,784	8,411
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,743	8,376
非支配株主に係る中間包括利益	41	34

■中間連結株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,890	195,000	△595	245,295
当中間期変動額					
剰余金の配当			△810		△810
親会社株主に帰属する中間純利益			7,014		7,014
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△2		105	102
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△2	6,204	104	6,306
当中間期末残高	25,000	25,887	201,204	△490	251,601

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3,251	0	1,423	716	△1,111	1,005	2,167	247,356
当中間期変動額								
剰余金の配当								△810
親会社株主に帰属する中間純利益								7,014
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								102
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	△1,188
当中間期変動額合計	△1,223	△1	△0	△46	△1,270	43	39	5,118
当中間期末残高	△4,474	△0	1,423	670	△2,381	1,048	2,206	252,474

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,228	31,116	207,305	△490	268,160
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,056		△1,056
親会社株主に帰属する中間純利益			8,683		8,683
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		83	76
土地再評価差額金の取崩			22		22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△6	7,648	83	7,725
当中間期末残高	30,228	31,109	214,954	△407	275,885

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,056	0	1,423	2,477	5,957	1,048	2,300	277,466
当中間期変動額								
剰余金の配当								△1,056
親会社株主に帰属する中間純利益								8,683
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								76
土地再評価差額金の取崩								22
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△115	0	△22	△192	△329	66	32	△229
当中間期変動額合計	△115	0	△22	△192	△329	66	32	7,495
当中間期末残高	1,941	0	1,400	2,284	5,628	1,115	2,333	284,961

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	10,587	12,343
減価償却費	963	1,123
減損損失	219	46
貸倒引当金の増減(△)	△555	△599
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	12
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△48	△58
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△193	△232
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△0	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△14	△8
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	23	51
資金運用収益	△31,477	△34,861
資金調達費用	817	1,464
有価証券関係損益(△)	763	350
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	87	94
為替差損益(△は益)	△22,515	11,999
固定資産処分損益(△は益)	28	167
貸出金の純増(△)減	△88,435	△56,568
預金の純増減(△)	104,642	117,176
譲渡性預金の純増減(△)	14,910	△11,619
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	22,289	502
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	192	178
コールマネー等の純増減(△)	2,000	29,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	795	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,250	942
外国為替(負債)の純増減(△)	△9	31
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△534	△933
資金運用による収入	30,706	36,291
資金調達による支出	△844	△1,049
その他	△13,290	24,840
小計	28,856	130,690
法人税等の支払額	△3,056	△3,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,799	126,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△59,024	△112,833
有価証券の売却による収入	57,658	15,137
有価証券の償還による収入	27,210	30,203
金銭の信託の増加による支出	△6,291	△6,233
金銭の信託の減少による収入	6,100	6,200
有形固定資産の取得による支出	△825	△578
有形固定資産の売却による収入	13	88
有形固定資産の除却による支出	—	△104
無形固定資産の取得による支出	△7	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,833	△68,129
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△806	△1,051
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△11	△576
財務活動によるキャッシュ・フロー	△819	△1,629
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	49,829	56,978
現金及び現金同等物の期首残高	366,324	457,998
現金及び現金同等物の中間期末残高	416,153	514,976

■注記事項（令和6年度中間期）

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9 社
株式会社徳島大正銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル
大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日

9 社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,432百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益570百万円を計上しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

出資金 497百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,586百万円
危険債権額	49,652百万円
三月以上延滞債権額	58百万円
貸出条件緩和債権額	5,645百万円
合計額	66,942百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

6,578百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	183,227百万円
貸出金	4,804百万円
計	188,032百万円

担保資産に対応する債務

借用金	130,000百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

預け金	119百万円
有価証券	7,586百万円
その他資産	17,400百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	707百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	525,431百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	498,845百万円

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,820百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	28,000百万円
---------	-----------

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

64,031百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給与・手当	7,498百万円
-------	----------

2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	一百万円
償却債権取立益	236百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	493百万円
貸倒引当金繰入額	321百万円
株式等売却損	51百万円
株式等償却	11百万円

4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円及び建物8百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円
稼動資産	営業用店舗	岡山県内	7百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	1百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,533	—	—	193,533	
合計	193,533	—	—	193,533	
自己株式					
普通株式	1,376	0	235	1,141	（注）
合計	1,376	0	235	1,141	

（注）普通株式の自己株式の増加は0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少235千株は新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—			1,115	
	合計		—			1,115	

3. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,056	5.50	令和6年3月31日	令和6年6月27日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,346	利益剰余金	7.00	令和6年9月30日	令和6年12月6日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	519,533百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,556百万円
現金及び現金同等物	514,976百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	144百万円
1 年超	718百万円
合計	862百万円

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分	14,189百万円
見積残存価額部分	5百万円
受取利息配当額 (△)	1,215百万円
リース投資資産	12,979百万円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間末日後の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1 年以内	21百万円	3,984百万円
1 年超 2 年以内	6百万円	3,305百万円
2 年超 3 年以内	2百万円	2,767百万円
3 年超 4 年以内	0百万円	2,149百万円
4 年超 5 年以内	一百万円	1,316百万円
5 年超	一百万円	665百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	365	365	—
(2) 金銭の信託	1,104	1,104	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,156	35,765	△390
その他有価証券（※1）	695,514	695,514	—
(4) 貸出金	3,612,449		
貸倒引当金（※2）	△20,955		
	3,591,494	3,578,534	△12,960
資産計	4,324,635	4,311,284	△13,351
(1) 預金	4,329,826	4,329,718	△107
(2) 譲渡性預金	112,999	113,009	10
(3) 借入金	138,744	138,731	△12
負債計	4,581,569	4,581,460	△109
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,774	3,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	—
デリバティブ取引計	3,802	3,802	—

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	9,149
組合出資金 (*3)	3,189

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。
 (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,104	—	1,104
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	43	322	—	365
その他有価証券				
国債・地方債等	76,940	149,282	—	226,223
社債	—	16,510	27,928	44,439
株式	23,721	—	—	23,721
その他	82,025	313,425	—	395,451
デリバティブ取引				
通貨関連	—	5,060	—	5,060
資産計	182,731	485,706	27,928	696,366
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	1,193	—	1,193
クレジット・デリバティブ	—	—	64	64
負債計	—	1,193	64	1,257

- (*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,678百万円であります。

- (*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表 (単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益 損益に計上	その他の包括利益 に計上(*)	購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち 中間連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益
5,625	—	54	△1	—	—	5,678	—

- (*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	35,765	35,765
貸出金	—	—	3,578,534	3,578,534
資産計	—	—	3,614,299	3,614,299
預金	—	4,329,718	—	4,329,718
譲渡性預金	—	113,009	—	113,009
借入金	—	130,002	8,728	138,731
負債計	—	4,572,731	8,728	4,581,460

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約等)及びクレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～2.36%	0.09%
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	—	△88	1,208	—	—	27,928	—
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△78	2	—	12	—	—	△64	2

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費

72百万円

2. スtock・オプションの内容

令和6年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 416,800株
付与日	令和6年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和6年7月25日～令和36年7月24日
権利行使価格(注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	1株当たり 343円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たり換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
その他の増減額 (△は減少)	一百万円
期末残高	401百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	4,159
預金・貸出金業務	524
為替業務	727
証券関連業務	840
代理業務	510
保護預り・貸金庫業務	35
その他業務	1,521
顧客との契約から生じる経常収益	4,159
上記以外の経常収益	41,277

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 1,463円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	284,961百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	3,448百万円
うち新株予約権	1,115百万円
うち非支配株主持分	2,333百万円
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	281,513百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	192,391千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 45円15銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益	8,683百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	8,683百万円
普通株式の期中平均株式数	192,274千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 44円42銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	3,202千株
うち新株予約権	3,202千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

時価等情報（連結）

■ 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
合計		30,974	30,797	△177	36,156	35,765	△390

2. その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	23,571	11,347	12,224	22,842	9,289	13,553
	債券	33,812	33,616	195	45,132	44,933	199
	国債	3,010	2,999	10	16,787	16,666	120
	地方債	3,805	3,796	9	2,825	2,820	5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	26,996	26,820	175	25,519	25,446	73
	その他	121,938	116,255	5,683	203,133	195,944	7,188
	小計	179,323	161,219	18,104	271,108	250,167	20,941
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	689	866	△176	878	1,058	△179
	債券	242,670	250,696	△8,025	225,530	232,763	△7,232
	国債	67,456	73,469	△6,013	60,153	65,327	△5,173
	地方債	153,833	155,701	△1,867	146,457	148,378	△1,921
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	21,381	21,525	△144	18,919	19,057	△137
	その他	213,346	229,658	△16,312	198,942	209,509	△10,567
	小計	456,706	481,221	△24,514	425,351	443,330	△17,979
合計		636,030	642,441	△6,410	696,460	693,498	2,961

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間連結会計期間における減損処理額は、409百万円（うち株式一百万円、その他409百万円）であります。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■其他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
評価差額	△6,286	3,006
其他有価証券	△6,286	3,006
その他の金銭の信託	—	—
（＋）繰延税金資産	1,984	868
其他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△4,302	2,137
（△）非支配株主持分相当額	172	196
（＋）持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
其他有価証券評価差額金	△4,474	1,941

（注）評価差額には、組合等の構成資産である其他有価証券に係る評価差額45百万円（益）を含めております。

デリバティブ取引関係（連結）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	69	69	△0	△0	62	—	△0	△0
合計				△0	△0			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	304,399	7,714	△5,448	△5,448	331,035	11,000	3,367	3,367
	買建	21,846	3,199	253	253	12,454	5,083	471	471
合計				△5,194	△5,194			3,838	3,838

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	1,792	1,792	△35	△35	3,402	3,402	△64	2
合計				△35	△35			△64	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	借入金	95,000	95,000	(注)	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	441	—	△50	外貨建の貸出金	451	—	28
合計					△50				28

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当社グループは、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^{（注）}を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	250,708	274,538
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,887	61,338
うち、利益剰余金の額	201,204	214,954
うち、自己株式の額（△）	490	407
うち、社外流出予定額（△）	892	1,346
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	670	2,284
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	670	2,284
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1,048	1,115
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,783	9,909
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,783	9,909
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	600	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	100	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	203	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	263,114	287,848
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	627	366
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	627	366
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	46	13
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	4,555	6,697
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5,230	7,078
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	257,884	280,769

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,798,636	2,911,034
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	210	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	210	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	102,268	106,475
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,900,905	3,017,509
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.88%	9.30%

■定量的な開示事項（連結）

■その他金融機関等（告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,254	170	3,281	131
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	379	15	379	15
我が国の政府関係機関向け	2,893	115	2,238	89
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,182	607	15,378	615
法人等向け	1,415,905	56,636	1,488,654	59,546
中小企業等向け及び個人向け	508,337	20,333	512,832	20,513
抵当権付住宅ローン	98,761	3,950	100,175	4,007
不動産取得等事業向け	565,772	22,630	602,762	24,110
三月以上延滞等	2,462	98	1,685	67
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12,236	489	13,260	530
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	21,325	853	19,497	779
（うち出資等のエクスポージャー）	21,325	853	19,497	779
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	69,092	2,763	70,915	2,836
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	10,621	424	9,110	364
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	58,471	2,338	61,805	2,472
証券化	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	47,597	1,903	42,965	1,718
（うちルック・スルー方式）	47,192	1,887	42,753	1,710
（うちマンドート方式）	405	16	212	8
（うち蓋然性方式（250％））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400％））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250％））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	210	8	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	2,764,411	110,576	2,874,028	114,961

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,123	44	634	25
短期の貿易関連偶発債務	190	7	168	6
特定の取引に係る偶発債務	545	21	258	10
原契約期間が1年超のコミットメント	10,825	433	12,724	508
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,237	169	5,618	224
先物購入、先渡し預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	6,921	276	7,040	281
オフ・バランス取引等 計	23,842	953	26,444	1,057
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	10,381	415	10,561	422
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	2,798,636	111,945	2,911,034	116,441

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	111,945	116,441
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	4,090	4,259
合計	116,036	120,700

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	
国内計	4,462,601	3,396,535	444,909	5,313	3,297	4,649,324	3,501,733	440,599	7,813	4,151
国外計	391,216	107,364	207,782	74,053	—	414,985	133,479	211,217	68,413	—
地域別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297	5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	4,151
製造業	215,555	194,713	8,557	0	208	209,282	189,783	7,811	3	877
農業、林業	9,434	9,021	380	—	—	8,865	8,452	380	—	—
漁業	5,971	5,141	830	—	8	7,311	6,393	916	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	7,337	7,257	80	—	1	6,812	6,572	240	—	0
建設業	225,310	217,191	7,941	0	238	231,405	221,820	9,439	3	349
電気・ガス・熱供給・水道業	65,551	64,945	606	—	—	69,640	68,750	890	—	—
情報通信業	19,683	18,313	762	—	0	20,640	19,189	776	—	—
運輸業、郵便業	361,088	358,018	2,307	658	3	399,602	396,240	2,393	889	3
卸売業、小売業	268,162	257,759	9,434	0	318	274,530	262,155	11,217	5	775
金融業、保険業	464,127	68,237	62,109	78,614	58	510,247	81,772	41,243	75,239	43
不動産業、物品賃貸業	930,160	912,114	16,915	5	1,460	974,122	954,414	18,579	26	556
各種サービス業	464,326	453,007	10,860	—	110	479,170	467,242	11,467	—	747
地方公共団体	291,578	125,966	165,406	—	—	293,526	137,468	155,855	—	—
その他	1,525,528	812,212	366,499	85	888	1,579,152	814,955	390,606	59	788
業種別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366	3,297	5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	4,151
1年以下	770,830	737,700	30,348	2,480		790,084	734,826	49,598	5,281	
1年超3年以下	389,915	263,613	125,262	763		442,750	318,462	123,076	967	
3年超5年以下	406,985	279,852	126,983	—		430,565	293,583	136,818	—	
5年超7年以下	365,794	244,978	120,719	—		409,562	279,483	130,017	—	
7年超10年以下	613,459	433,160	180,090	—		570,448	422,532	147,416	—	
10年超	1,606,489	1,539,049	67,397	—		1,643,866	1,580,901	62,923	—	
期間の定めのないもの	700,340	5,544	1,889	76,122		777,031	5,423	1,967	69,978	
残存期間別合計	4,853,817	3,503,900	652,692	79,366		5,064,309	3,635,212	651,816	76,227	

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	10,256	△473	9,783
	令和6年度中間期	10,322	△412	9,909
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	12,209	△82	12,127
	令和6年度中間期	11,649	△186	11,462
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	22,466	△555	21,910
	令和6年度中間期	21,971	△599	21,372

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462
製造業	1,903	595	2,499	2,890	△284	2,606
農業、林業	126	△7	119	6	1	8
漁業	14	△3	10	4	△1	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	9	7	△0	6
建設業	903	△263	640	589	△103	485
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△0	2	2	△0	2
情報通信業	75	△0	74	66	2	69
運輸業、郵便業	473	△36	436	427	△12	415
卸売業、小売業	1,367	186	1,554	1,594	69	1,664
金融業、保険業	16	△3	13	13	1	14
不動産業、物品賃貸業	3,283	△90	3,193	3,109	△530	2,579
各種サービス業	3,016	△369	2,646	2,238	628	2,867
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,024	△97	927	696	42	739
業種別合計	12,209	△82	12,127	11,649	△186	11,462

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	71	102
農業、林業	—	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	38	60
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	4
運輸業、郵便業	13	—
卸売業、小売業	349	82
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	8
各種サービス業	65	172
地方公共団体	—	—
その他	52	60
合計	606	493

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	160,456	1,109,522	165,747	1,200,744
10%	—	155,694	—	159,411
20%	132,086	2,117	150,358	2,054
35%	—	282,157	—	286,206
50%	269,972	107	245,534	203
75%	—	596,402	—	604,487
100%	15,152	1,989,528	11,829	2,112,593
150%	500	731	—	762
250%	—	4,248	—	3,644
合計	578,168	4,140,509	573,470	4,370,108

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、サブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	126,631	112,413
適格保証又はクレジット・デリバティブ	393,231	378,161

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	57,776	55,999
グロスのアドオンの合計額 (B)	24,009	23,230
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	81,785	79,229
派生商品取引	81,785	79,229
外国為替関連取引	44,488	38,879
金利関連取引	1,132	1,056
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	36,164	39,292
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	50,054	47,798
適格金融資産担保	50,054	47,798
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	31,731	31,430

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— 3,402 177,868
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— —
合計	プロテクションの購入 プロテクションの提供	— 3,402 177,868

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	24,261		23,721	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	9,111		9,149	
合計	33,372	33,372	32,871	32,871

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	1,450	553
償却に伴う損益の額	△69	△11

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	12,047	13,373
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	127,329	180,645
マンドート方式	852	223
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	128,182	180,869

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	13,215	21,472	15,957	15,424
2	下方パラレルシフト	1,431	11,563	1,701	1,346
3	スティープ化	5,783	8,214		
4	最大値	13,215	21,472	15,957	15,424
5	自己資本の額	令和5年度中間期 257,884		令和6年度中間期 280,769	

(注) 銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰やウクライナ・中東情勢による地政学リスクの拡大等、国内外に不安材料はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和6年春闘においては大手企業の賃上げ率が5%を超える等、総じて底堅く推移しました。

金融市場においては、日銀による追加利上げが行われ金融政策の正常化を進める姿勢が示された一方で、米国利下げによる日米金利差の拡大により円安が進行しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当行は、令和5年4月からスタートさせた第2次経営計画『X-formation（トランスフォーメーション）For All～みらいへの挑戦』に基づく、5つの基本戦略（サステナビリティ戦略、営業戦略、人財戦略、オペレーション戦略、ガバナンス戦略）を通じ、具体的施策を統合的・一体的に実行し、地域金融機関としてさまざまな課題への取組みを行ってまいります。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役務取引等収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比2,134百万円増加して25,553百万円となりました。

経常費用は、外貨調達に伴う外国為替売買損や与信関連費用が増加したこと等により、同1,679百万円増加して18,905百万円となりました。

その結果、経常利益は、同455百万円増加して6,648百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は同373百万円増加して4,403百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、当中間連結会計期間末の譲渡性預金を含む預金等残高は、前連結会計年度末比229億円増加して2兆4,161億円となりました。貸出金残高は、積極的な営業活動により中小企業・個人向け貸出等の取組みを進めたこと等により、同212億円増加して2兆27億円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は8.54%となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前中間連結会計期間は19,086百万円の資金を支出しましたが、当中間連結会計期間は65,525百万円の資金を獲得しました。これは、貸出金の増加による資金支出が減少したことや、コールマネーの増加による資金獲得が増加したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前中間連結会計期間は8,623百万円の資金を獲得しましたが、当中間連結会計期間は27,144百万円の資金を支出しました。これは、有価証券の売却による収入が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は921百万円となり、前中間連結会計期間比476百万円の支出増加となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、リース債務の返済による支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比37,459百万円増加し、244,521百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
項 目						
連結経常収益	百万円	21,282	23,419	25,553	44,429	48,489
連結経常利益	百万円	5,382	6,193	6,648	11,682	12,007
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,805	4,030	4,403	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	7,735	7,635
連結中間包括利益	百万円	△2,776	3,430	4,287	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	2,824	11,021
連結純資産額	百万円	127,968	135,696	152,730	132,711	149,031
連結総資産額	百万円	2,597,690	2,543,611	2,684,845	2,504,806	2,623,120
1株当たり純資産額	円	1,634.64	1,738.00	1,956.93	1,699.41	1,909.22
1株当たり中間純利益	円	49.31	52.24	57.07	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	100.24	98.94
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.05	5.27	5.88	5.23	5.61
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.15	8.19	8.54	8.21	8.52
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△13,499	△19,086	65,525	△130,790	15,818
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△13,070	8,623	△27,144	28,413	6,051
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△389	△445	△921	△1,879	3,957
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	258,526	170,330	244,521	181,226	207,062
従業員数	人	1,160	1,142	1,130	1,128	1,123
[外、平均臨時従業員数]	人	[105]	[110]	[109]	[104]	[111]

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。

■セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

令和5年度中間期及び令和6年度中間期

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び信用保証業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、記載を省略しております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,209	6,176
危険債権額	27,659	26,099
三月以上延滞債権額	29	36
貸出条件緩和債権額	3,739	1,970
合計	37,637	34,282
正常債権額	1,945,243	2,005,190
部分直接償却実施額	5,392	5,449
総与信残高（末残）	1,982,881	2,039,473

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
資産の部		
現金預け金	174,692	248,674
商品有価証券	373	355
金銭の信託	195	122
有価証券	374,031	399,922
貸出金	1,948,854	2,002,782
外国為替	1,924	1,599
その他資産	28,777	15,796
有形固定資産	18,723	19,710
無形固定資産	549	206
退職給付に係る資産	3,296	4,933
繰延税金資産	1,969	66
支払承諾見返	3,287	3,668
貸倒引当金	△13,063	△12,992
資産の部合計	2,543,611	2,684,845

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
負債の部		
預金	2,257,208	2,329,714
譲渡性預金	105,196	86,399
コールマネー及び売渡手形	25,000	56,000
借入金	1,336	35,652
外国為替	6	12
その他負債	14,673	19,033
役員賞与引当金	22	23
退職給付に係る負債	39	26
睡眠預金払戻損失引当金	52	37
偶発損失引当金	65	80
繰延税金負債	34	484
再評価に係る繰延税金負債	991	981
支払承諾	3,287	3,668
負債の部合計	2,407,914	2,532,115
純資産の部		
資本金	11,036	14,173
資本剰余金	14,109	17,246
利益剰余金	106,173	113,087
株主資本合計	131,319	144,507
その他有価証券評価差額金	855	3,776
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	1,695	1,672
退職給付に係る調整累計額	237	1,043
その他の包括利益累計額合計	2,787	6,493
非支配株主持分	1,589	1,729
純資産の部合計	135,696	152,730
負債及び純資産の部合計	2,543,611	2,684,845

■中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	23,419	25,553
資金運用収益	19,273	21,016
(うち貸出金利息)	(13,327)	(13,977)
(うち有価証券利息配当金)	(5,755)	(6,763)
役務取引等収益	3,127	3,511
その他業務収益	251	115
その他経常収益	767	910
経常費用	17,226	18,905
資金調達費用	358	779
(うち預金利息)	(353)	(681)
役務取引等費用	882	876
その他業務費用	5,954	6,913
営業経費	9,230	9,424
その他経常費用	800	911
経常利益	6,193	6,648
特別損失	183	86
税金等調整前中間純利益	6,010	6,561
法人税、住民税及び事業税	1,841	1,882
法人税等調整額	104	237
法人税等合計	1,945	2,120
中間純利益	4,064	4,441
非支配株主に帰属する中間純利益	33	37
親会社株主に帰属する中間純利益	4,030	4,403

■中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	4,064	4,441
その他の包括利益	△634	△154
その他有価証券評価差額金	△613	△26
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△20	△128
中間包括利益	3,430	4,287
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,420	4,266
非支配株主に係る中間包括利益	9	20

■中間連結株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,109	102,585	127,730
当中間期変動額				
剰余金の配当			△442	△442
親会社株主に帰属する 中間純利益			4,030	4,030
土地再評価差額金の取崩			0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,588	3,588
当中間期末残高	11,036	14,109	106,173	131,319

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,444	0	1,695	257	3,398	1,582	132,711
当中間期変動額							
剰余金の配当							△442
親会社株主に帰属する 中間純利益							4,030
土地再評価差額金の取崩							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△589	△1	△0	△20	△610	7	△603
当中間期変動額合計	△589	△1	△0	△20	△610	7	2,985
当中間期末残高	855	△0	1,695	237	2,787	1,589	135,696

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	14,173	17,246	109,246	140,666
当中間期変動額				
剰余金の配当			△584	△584
親会社株主に帰属する 中間純利益			4,403	4,403
土地再評価差額金の取崩			22	22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,841	3,841
当中間期末残高	14,173	17,246	113,087	144,507

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,786	0	1,695	1,171	6,653	1,710	149,031
当中間期変動額							
剰余金の配当							△584
親会社株主に帰属する 中間純利益							4,403
土地再評価差額金の取崩							22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△9	0	△22	△128	△159	18	△141
当中間期変動額合計	△9	0	△22	△128	△159	18	3,699
当中間期末残高	3,776	0	1,672	1,043	6,493	1,729	152,730

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,010	6,561
減価償却費	549	629
減損損失	162	37
貸倒引当金の増減(△)	△314	△363
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△22	△23
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△115	△141
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△4	△2
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△10	△7
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	7	13
資金運用収益	△19,273	△21,016
資金調達費用	358	779
有価証券関係損益(△)	510	92
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	104	77
為替差損益(△は益)	△17,935	10,385
固定資産処分損益(△は益)	20	48
貸出金の純増(△)減	△44,820	△21,214
預金の純増減(△)	32,871	18,667
譲渡性預金の純増減(△)	15,510	4,190
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△5,183	△44
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△58	216
コールマネー等の純増減(△)	2,000	29,000
外国為替(資産)の純増(△)減	△295	615
外国為替(負債)の純増減(△)	△17	11
資金運用による収入	18,798	22,143
資金調達による支出	△374	△618
その他	△5,753	17,308
小計	△17,274	67,346
法人税等の支払額	△1,812	△1,821
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,086	65,525
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△32,167	△45,435
有価証券の売却による収入	23,667	7,305
有価証券の償還による収入	17,690	11,471
金銭の信託の増加による支出	△6,291	△6,233
金銭の信託の減少による収入	6,100	6,200
有形固定資産の取得による支出	△366	△401
有形固定資産の売却による収入	△7	△45
無形固定資産の取得による支出	—	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,623	△27,144
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△442	△584
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
リース債務の返済による支出	△0	△333
財務活動によるキャッシュ・フロー	△445	△921
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△10,896	37,459
現金及び現金同等物の期首残高	181,226	207,062
現金及び現金同等物の中間期末残高	170,330	244,521

■連結注記表（令和6年度中間期）

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

4社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,449百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

11. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益215百万円を計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等を除く） 265百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,176百万円
危険債権額	26,099百万円
三月以上延滞債権額	36百万円
貸出条件緩和債権額	1,970百万円
合計額	34,282百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,217百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	76,867百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	35,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券7,586百万円、その他資産4,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金466百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、281,900百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが264,245百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,074百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は27,874百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益170百万円及び株式等売却益424百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却290百万円、貸倒引当金繰入額290百万円、株式等償却11百万円及び株式等売却損51百万円を含んでおります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損48百万円及び減損損失37百万円であります。
- 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額37百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	77,162	—	—	77,162	
合計	77,162	—	—	77,162	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

- 配当に関する事項

- 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和6年5月14日 取締役会	普通株式	584百万円	7.57円	令和6年3月31日	令和6年6月7日

- 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,329百万円	利益剰余金	17.22円	令和6年9月30日	令和6年11月29日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	248,674百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,152百万円
現金及び現金同等物	244,521百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	355	355	—
(2) 金銭の信託	122	122	—
(3) 有価証券			
その他有価証券（*1）	390,197	390,197	—
(4) 貸出金	2,002,782		
貸倒引当金（*2）	△12,896		
	1,989,886	1,990,132	246
資産計	2,380,561	2,380,808	246
(1) 預金	2,329,714	2,329,572	△141
(2) 譲渡性預金	86,399	86,404	5
(3) 借入金	35,652	35,652	—
負債計	2,451,766	2,451,630	△136
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,063	2,063	—
ヘッジ会計が適用されているもの	28	28	—
デリバティブ取引計	2,091	2,091	—

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	7,698
組合出資金（*3）	2,026

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について11百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	122	—	122
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	33	322	—	355
その他有価証券				
国債・地方債等	29,989	88,914	—	118,904
社債	—	10,401	27,928	38,330
株式	8,435	—	—	8,435
その他	73,488	150,514	—	224,002
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3,046	—	3,046
資産計	111,946	253,321	27,928	393,197
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	954	—	954
負債計	—	954	—	954

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は523百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,990,132	1,990,132
資産計	—	—	1,990,132	1,990,132
預金	—	2,329,572	—	2,329,572
譲渡性預金	—	86,404	—	86,404
借入金	—	35,652	—	35,652
負債計	—	2,451,630	—	2,451,630

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値法により算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
 (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（令和6年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～2.36%	0.09%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（令和6年9月30日）（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券 その他有価証券 私募債	26,808	—	△88	1,208	—	—	27,928	—

（*）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（令和6年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券（令和6年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	7,598	2,871	4,726
	債券	39,813	39,644	168
	国債	11,873	11,781	92
	地方債	2,825	2,820	5
	短期社債	—	—	—
	社債	25,114	25,043	70
	その他	159,441	153,918	5,522
	小計	206,853	196,434	10,418
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	836	980	△143
	債券	117,421	120,772	△3,350
	国債	18,115	20,361	△2,245
	地方債	86,089	87,110	△1,021
	短期社債	—	—	—
	社債	13,216	13,300	△83
	その他	66,031	67,480	△1,449
	小計	184,290	189,233	△4,943
合計		391,143	385,668	5,474

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和6年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和6年9月30日現在）
該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	2,281
預金・貸出金業務	205
為替業務	351
証券関連業務	446
代理業務	452
保護預り・貸金庫業務	22
その他業務	803
顧客との契約から生じる経常収益	2,281
上記以外の経常収益	23,272

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,956円93銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 57円07銭

単体決算の状況

■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役員取引等収益が増加したこと等により、前中間会計期間比1,752百万円増加して25,099百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、同339百万円増加して16,082百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が増加したこと等により、同7百万円減少して6,860百万円となりました。

経常利益は、同98百万円増加して6,559百万円となり、中間純利益は、同22百万円増加して4,382百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、前事業年度末比228億円増加して2兆4,169億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同298億円増加して2兆5,581億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、同214億円増加して2兆42億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は8.50%となりました。

■主要な経営指標等の推移（単体）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
項 目						
経常収益	百万円	20,869	23,347	25,099	43,305	47,805
経常利益	百万円	5,293	6,461	6,559	11,224	12,022
中間純利益	百万円	3,782	4,360	4,382	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	7,612	7,873
資本金	百万円	11,036	11,036	14,173	11,036	14,173
発行済株式総数	千株	77,161	77,161	77,162	77,161	77,162
純資産額	百万円	124,291	132,715	148,677	129,355	144,866
総資産額	百万円	2,592,059	2,537,930	2,677,819	2,498,835	2,615,830
預金残高	百万円	2,207,302	2,258,004	2,330,577	2,225,501	2,311,963
貸出金残高	百万円	1,870,537	1,950,190	2,004,210	1,905,257	1,982,895
有価証券残高	百万円	419,084	372,293	398,129	371,859	382,166
1株当たり配当額	円	5.15	6.30	17.22	10.89	14.46
自己資本比率	%	4.79	5.22	5.55	5.17	5.53
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.08	8.15	8.50	8.15	8.49
従業員数	人	1,132	1,114	1,100	1,101	1,092
[外、平均臨時従業員数]	人	[96]	[98]	[98]	[95]	[99]

（注）1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度中間期 (令和 5 年 9 月 30 日)	令和 6 年度中間期 (令和 6 年 9 月 30 日)
資産の部		
現金預け金	174,691	248,672
商品有価証券	373	355
金銭の信託	195	122
有価証券	372,293	398,129
貸出金	1,950,190	2,004,210
外国為替	1,924	1,599
その他資産	23,732	10,619
その他の資産	23,732	10,619
有形固定資産	18,709	19,697
無形固定資産	549	206
前払年金費用	2,968	3,437
繰延税金資産	2,017	28
支払承諾見返	3,287	3,668
貸倒引当金	△13,002	△12,927
資産の部合計	2,537,930	2,677,819

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度中間期 (令和 5 年 9 月 30 日)	令和 6 年度中間期 (令和 6 年 9 月 30 日)
負債の部		
預金	2,258,004	2,330,577
譲渡性預金	105,196	86,399
コールマネー	25,000	56,000
借入金	603	35,002
外国為替	6	12
その他負債	11,949	16,346
未払法人税等	1,816	1,897
資産除去債務	179	181
その他の負債	9,952	14,268
役員賞与引当金	20	22
退職給付引当金	37	12
睡眠預金払戻損失引当金	52	37
偶発損失引当金	65	80
再評価に係る繰延税金負債	991	981
支払承諾	3,287	3,668
負債の部合計	2,405,214	2,529,142
純資産の部		
資本金	11,036	14,173
資本剰余金	14,177	17,314
資本準備金	9,514	12,651
その他資本剰余金	4,662	4,662
利益剰余金	104,969	111,771
利益準備金	2,280	2,280
その他利益剰余金	102,689	109,491
別途積立金	40,147	40,147
固定資産圧縮積立金	87	84
繰越利益剰余金	62,453	69,258
株主資本合計	130,183	143,259
その他有価証券評価差額金	837	3,744
繰延ヘッジ損益	△0	0
土地再評価差額金	1,695	1,672
評価・換算差額等合計	2,531	5,417
純資産の部合計	132,715	148,677
負債及び純資産の部合計	2,537,930	2,677,819

■中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	23,347	25,099
資金運用収益	19,605	20,996
(うち貸出金利息)	(13,321)	(13,972)
(うち有価証券利息配当金)	(6,096)	(6,750)
役務取引等収益	2,714	3,079
その他業務収益	251	115
その他経常収益	775	907
経常費用	16,886	18,540
資金調達費用	355	776
(うち預金利息)	(353)	(681)
役務取引等費用	883	877
その他業務費用	5,954	6,913
営業経費	8,895	9,087
その他経常費用	797	885
経常利益	6,461	6,559
特別損失	183	86
税引前中間純利益	6,277	6,473
法人税、住民税及び事業税	1,809	1,842
法人税等調整額	107	247
法人税等合計	1,917	2,090
中間純利益	4,360	4,382

■中間株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
						別途 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	11, 036	9, 514	4, 662	14, 177	2, 280	40, 147	88	58, 534	101, 051	126, 264
当中間期変動額										
剰余金の配当								△442	△442	△442
中間純利益								4, 360	4, 360	4, 360
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—
土地再評価差額金の取崩								0	0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	3, 919	3, 918	3, 918
当中間期末残高	11, 036	9, 514	4, 662	14, 177	2, 280	40, 147	87	62, 453	104, 969	130, 183

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,394	0	1,695	3,091	129,355
当中間期変動額					
剰余金の配当					△442
中間純利益					4,360
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△557	△1	△0	△559	△559
当中間期変動額合計	△557	△1	△0	△559	3,359
当中間期末残高	837	△0	1,695	2,531	132,715

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
						別途 積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	14, 173	12, 651	4, 662	17, 314	2, 280	40, 147	86	65, 437	107, 951	139, 439
当中間期変動額										
剰余金の配当								△584	△584	△584
中間純利益								4, 382	4, 382	4, 382
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—
土地再評価差額金の取崩								22	22	22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	3, 821	3, 819	3, 819
当中間期末残高	14, 173	12, 651	4, 662	17, 314	2, 280	40, 147	84	69, 258	111, 771	143, 259

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,731	0	1,695	5,427	144,866
当中間期変動額					
剰余金の配当					△584
中間純利益					4,382
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					22
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	12	0	△22	△9	△9
当中間期変動額合計	12	0	△22	△9	3,810
当中間期末残高	3,744	0	1,672	5,417	148,677

■個別注記表（令和6年度中間期）

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,449百万円であります。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
 - (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益215百万円を計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用し、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益及び株主資本に区分して計上することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,054百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,118百万円
危険債権額	26,093百万円
三月以上延滞債権額	33百万円
貸出条件緩和債権額	1,970百万円
合計額	34,216百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,217百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	76,867百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	35,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券7,586百万円、その他の資産4,020百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金460百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、275,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが257,490百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,044百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は27,874百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益170百万円及び株式等売却益424百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却290百万円、貸倒引当金繰入額264百万円、株式等償却11百万円及び株式等売却損51百万円を含んでおります。

3. 「特別損失」は、固定資産処分損48百万円及び減損損失37百万円であります。

4. 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額37百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地37百万円であります。

用 途	種 類	場 所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	37百万円

営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,340百万円
減価償却費	480
有価証券評価損	233
未払事業税	124
その他	614
繰延税金資産小計	4,793
評価性引当額	△2,372
繰延税金資産合計	2,420
繰延税金負債	
退職給付関係	△775
その他有価証券評価差額金	△1,549
固定資産圧縮積立金	△37
その他	△29
繰延税金負債合計	△2,392
繰延税金資産（負債）の純額	28百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,926円81銭
1株当たりの中間純利益 56円79銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和6年11月19日

確認書

株式会社 徳島大正銀行
取締役頭取 板東豊彦

私は、当行の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の間接会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期	令和 6 年度中間期
業務粗利益	15,379	15,627
業務粗利益率	1.20%	1.19%
業務純益	6,503	6,791
実質業務純益	6,503	6,406
コア業務純益	6,867	6,860
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	6,697	6,645

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	12,475	7,178	(48) 19,605	12,612	8,482	(98) 20,996
資金調達費用	207	195	(48) 354	560	311	(98) 774
資金運用収支	12,267	6,982	19,250	12,051	8,171	20,222
役務取引等収益	2,681	33	2,714	3,027	52	3,079
役務取引等費用	875	8	883	867	10	877
役務取引等収支	1,806	24	1,831	2,160	42	2,202
その他業務収益	240	10	251	115	—	115
その他業務費用	188	5,765	5,954	572	6,340	6,913
その他業務収支	52	△5,754	△5,702	△457	△6,340	△6,797

(注) 1. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,681	33	2,714	3,027	52	3,079
うち預金・貸出業務	1,141	19	1,161	1,292	34	1,327
うち為替業務	333	13	347	337	16	354
うち証券関連業務	471	—	471	495	—	495
うち代理業務	361	—	361	452	—	452
うち保護預り・貸金庫業務	23	—	23	22	—	22
うち保証業務	26	0	26	25	1	26
役務取引等費用	875	8	883	867	10	877
うち為替業務	27	8	35	27	10	38
役務取引等収支	1,806	24	1,831	2,160	42	2,202

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	240	10	251	115	—	115
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売却益	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券売却益	240	10	251	115	—	115
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	0	—	0	0	—	0
うちその他の業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	188	5,765	5,954	572	6,340	6,913
うち外国為替売買損	—	5,332	5,332	—	6,340	6,340
うち商品有価証券売却損	3	—	3	1	—	1
うち国債等債券売却損	182	433	615	570	—	570
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	2	—	2	1	—	1
その他業務収支	52	△5,754	△5,702	△457	△6,340	△6,797

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(248,617) 2,504,680	(48) 12,475	0.99	(311,110) 2,562,243	(98) 12,612	0.98
うち貸出金	1,818,732	10,838	1.18	1,823,276	10,958	1.19
うち商品有価証券	394	0	0.31	375	0	0.29
うち有価証券	216,565	1,412	1.30	218,031	1,290	1.18
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	219,053	175	0.15	207,680	263	0.25
資金調達勘定	2,427,884	207	0.01	2,473,408	560	0.04
うち預金	2,218,878	216	0.01	2,292,725	477	0.04
うち譲渡性預金	95,849	5	0.01	96,097	51	0.10
うちコールマネー	115,721	△21	△0.03	55,406	33	0.11
うち借入金	3,160	7	0.50	35,002	—	—

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	280,617	7,178	5.10	348,491	8,482	4.85
うち貸出金	120,776	2,483	4.10	161,031	3,013	3.73
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	157,643	4,683	5.92	182,551	5,459	5.96
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(248,617) 280,415	(48) 195	0.13	(311,110) 348,249	(98) 311	0.17
うち預金	31,588	137	0.86	37,070	203	1.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,536,679	19,605	1.54	2,599,624	20,996	1.61
うち貸出金	1,939,508	13,321	1.36	1,984,307	13,972	1.40
うち商品有価証券	394	0	0.31	375	0	0.29
うち有価証券	374,209	6,096	3.24	400,583	6,750	3.36
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	219,053	175	0.15	207,680	263	0.25
資金調達勘定	2,459,682	354	0.02	2,510,547	774	0.06
うち預金	2,250,466	353	0.03	2,329,796	681	0.05
うち譲渡性預金	95,849	5	0.01	96,097	51	0.10
うちコールマネー	115,721	△21	△0.03	55,406	33	0.11
うち借入金	3,160	7	0.50	35,002	—	—

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度中間期11,299百万円、令和6年度中間期22,949百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和5年度中間期5,896百万円、令和6年度中間期6,162百万円）及び利息（令和5年度中間期0百万円、令和6年度中間期1百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和5年度中間期46百万円、令和6年度中間期52百万円）を控除して表示しております。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度中間期11,346百万円、令和6年度中間期23,002百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和5年度中間期5,896百万円、令和6年度中間期6,162百万円）及び利息（令和5年度中間期0百万円、令和6年度中間期1百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法）により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	197	△10	186	283	△146	136
うち貸出金	499	△268	231	27	92	120
うち商品有価証券	0	0	0	△0	△0	△0
うち有価証券	△285	286	1	8	△130	△121
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	△11	△31	△43	△14	102	88
支払利息	△4	△42	△47	10	342	352
うち預金	2	△29	△27	15	245	261
うち譲渡性預金	0	1	1	0	45	45
うちコールマネー	△5	△6	△12	△36	90	54
うち借入金	△300	292	△7	—	△7	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	447	3,568	4,015	1,652	△347	1,304
うち貸出金	117	1,002	1,120	753	△222	530
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	360	2,529	2,889	744	31	776
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	16	94	111	60	55	116
うち預金	34	72	106	30	36	66
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	324	3,881	4,205	508	883	1,391
うち貸出金	615	736	1,352	315	335	650
うち商品有価証券	0	0	0	△0	△0	△0
うち有価証券	△514	3,405	2,891	444	209	654
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	△11	△31	△43	△14	102	88
支払利息	△7	74	67	15	404	419
うち預金	5	74	79	23	304	327
うち譲渡性預金	0	1	1	0	45	45
うちコールマネー	△5	△6	△12	△36	90	54
うち借入金	△300	292	△7	—	△7	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期	令和 6 年度中間期
総資産経常利益率	0.49	0.48
資本経常利益率	9.83	8.91
総資産中間純利益率	0.33	0.32
資本中間純利益率	6.63	5.95

(注) 1. 総資産経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.99	5.10	1.54	0.98	4.85	1.61
資金調達原価	0.74	0.18	0.74	0.78	0.22	0.79
総資金利鞘	0.25	4.92	0.80	0.20	4.63	0.82

■ 預貸率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	77.96	445.71	82.52	77.95	360.96	82.92
期中平均残高	78.57	382.34	82.66	76.32	434.39	81.79

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	9.16	540.44	15.75	9.53	404.84	16.47
期中平均残高	9.35	499.05	15.94	9.12	492.44	16.51

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,228,715	29,289	2,258,004	2,288,188	42,389	2,330,577
流動性預金	1,212,170	—	1,212,170	1,277,500	—	1,277,500
定期性預金	1,014,459	—	1,014,459	1,007,969	—	1,007,969
その他預金	2,084	29,289	31,374	2,718	42,389	45,107
譲渡性預金	105,196	—	105,196	86,399	—	86,399
合計	2,333,911	29,289	2,363,200	2,374,587	42,389	2,416,976

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,218,878	31,588	2,250,466	2,292,725	37,070	2,329,796
流動性預金	1,201,384	—	1,201,384	1,273,978	—	1,273,978
定期性預金	1,015,005	—	1,015,005	1,015,919	—	1,015,919
その他預金	2,487	31,588	34,076	2,827	37,070	39,898
譲渡性預金	95,849	—	95,849	96,097	—	96,097
合計	2,314,727	31,588	2,346,316	2,388,822	37,070	2,425,893

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
定期預金	令和5年度中間期	256,329	201,157	438,420	51,110	51,602	8,453	1,007,074
	令和6年度中間期	244,989	206,682	429,033	48,238	53,419	17,903	1,000,266
うち固定金利 定期預金	令和5年度中間期	256,322	201,157	438,410	51,099	51,584	8,453	1,007,027
	令和6年度中間期	244,976	206,682	429,028	48,221	53,407	17,903	1,000,219
うち変動金利 定期預金	令和5年度中間期	1	0	10	11	17	—	40
	令和6年度中間期	6	0	5	17	11	—	40

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	127,779	96,115	223,894	116,525	14,657	131,182
証書貸付	1,457,863	34,432	1,492,295	1,478,925	138,351	1,617,276
当座貸越	231,206	—	231,206	253,621	—	253,621
割引手形	2,793	—	2,793	2,128	—	2,128
合計	1,819,642	130,547	1,950,190	1,851,201	153,008	2,004,210

■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	129,023	86,324	215,347	114,441	16,414	130,856
証書貸付	1,447,115	34,452	1,481,567	1,465,872	144,616	1,610,489
当座貸越	239,461	—	239,461	240,600	—	240,600
割引手形	3,132	—	3,132	2,361	—	2,361
合計	1,818,732	120,776	1,939,508	1,823,276	161,031	1,984,307

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金	令和5年度中間期	413,115	275,843	215,391	156,470	658,162	231,206	1,950,190
	令和6年度中間期	409,964	290,675	218,310	156,519	675,119	253,621	2,004,210
うち変動金利	令和5年度中間期		171,436	125,516	86,152	432,949	96,077	
	令和6年度中間期		187,065	129,196	90,697	456,105	116,037	
うち固定金利	令和5年度中間期		104,407	89,875	70,318	225,212	135,129	
	令和6年度中間期		103,609	89,113	65,821	219,013	137,584	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
有価証券	2,573	2,561
債権	19,159	21,344
商品	—	—
不動産	1,057,173	1,100,972
その他	8,713	17,966
小計	1,087,619	1,142,845
保証	368,916	371,658
信用	493,654	489,706
合計	1,950,190	2,004,210

■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
有価証券	—	—
債権	209	120
商品	—	—
不動産	470	413
その他	72	—
小計	752	533
保証	81	63
信用	2,453	3,071
合計	3,287	3,668

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、％)

業種別	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,950,190	100.00	2,004,210	100.00
製造業	91,109	4.67	88,442	4.41
農業、林業	4,195	0.21	4,193	0.20
漁業	918	0.04	1,524	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	4,773	0.24	4,159	0.20
建設業	120,156	6.16	121,135	6.04
電気・ガス・熱供給・水道業	40,904	2.09	44,078	2.19
情報通信業	13,032	0.66	13,242	0.66
運輸業、郵便業	223,312	11.45	240,266	11.98
卸売業、小売業	129,978	6.66	132,233	6.59
金融業、保険業	42,902	2.19	40,310	2.01
不動産業、物品賃貸業	658,449	33.76	681,418	33.99
各種サービス業	225,183	11.54	236,715	11.81
地方公共団体	59,677	3.06	56,424	2.81
その他	335,595	17.20	340,063	16.96
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,950,190		2,004,210	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、％)

区分	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	1,153,732	59.16	1,205,927	60.17
運転資金	796,457	40.84	798,282	39.83
合計	1,950,190	100.00	2,004,210	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,738,110	1,796,647
総貸出金残高 ②	1,950,190	2,004,210
中小企業等貸出金比率 ①／②	89.12%	89.64%
中小企業等貸出先件数 ③	49,865	48,387
総貸出先件数 ④	50,172	48,673
中小企業等貸出先件数比率 ③／④	99.38%	99.41%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5,665	5,366	—	5,665	5,366	5,727	5,342	—	5,727	5,342
個別貸倒引当金	7,653	7,635	180	7,472	7,635	7,586	7,585	650	6,935	7,585
合計	13,319	13,002	180	13,138	13,002	13,313	12,927	650	12,663	12,927

(注) 期中減少額（その他）は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
貸出金償却額	292	290

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,160	6,118
危険債権額	27,654	26,093
三月以上延滞債権額	27	33
貸出条件緩和債権額	3,739	1,970
合計	37,582	34,216
正常債権額	1,942,575	2,002,614
部分直接償却実施額	5,392	5,449
総与信残高（末残）	1,980,158	2,036,831

(注) リスク管理債権の定義は、38ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,160	6,118
危険債権	27,654	26,093
要管理債権	3,767	2,004
合計 ①	37,582	34,216
正常債権	1,942,575	2,002,614
総与信残高（末残） ②	1,980,158	2,036,831
部分直接償却実施額	5,392	5,449
総与信残高比 ①／②	1.89%	1.67%

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のこと。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
商品国債	68	48
商品地方債	325	327
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	394	375

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	31,317	—	31,317	29,989	—	29,989
地方債	96,250	—	96,250	88,914	—	88,914
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	41,167	—	41,167	38,330	—	38,330
株式	15,390	—	15,390	14,341	—	14,341
その他の証券	29,874	158,292	188,167	54,940	171,612	226,553
うち外国債券	—	158,292	158,292	—	171,612	171,612
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	214,000	158,292	372,293	226,517	171,612	398,129

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	37,282	—	37,282	31,996	—	31,996
地方債	98,459	—	98,459	90,900	—	90,900
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	42,344	—	42,344	38,214	—	38,214
株式	11,942	—	11,942	9,411	—	9,411
その他の証券	26,536	157,643	184,179	47,509	182,551	230,060
うち外国債券	—	157,643	157,643	—	182,551	182,551
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	216,565	157,643	374,209	218,031	182,551	400,583

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	令和5年度中間期	3,010	—	—	—	—	28,307	—	31,317
	令和6年度中間期	—	—	—	—	11,873	18,115	—	29,989
地方債	令和5年度中間期	7,822	37,745	27,339	12,721	10,620	—	—	96,250
	令和6年度中間期	14,825	37,936	16,339	17,694	2,118	—	—	88,914
短期社債	令和5年度中間期	—							—
	令和6年度中間期	—							—
社債	令和5年度中間期	9,387	18,352	12,030	1,300	96	—	—	41,167
	令和6年度中間期	6,406	19,093	11,080	463	1,288	—	—	38,330
株式	令和5年度中間期							15,390	15,390
	令和6年度中間期							14,341	14,341
その他の証券	令和5年度中間期	—	18,686	3,966	42,837	93,787	—	28,889	188,167
	令和6年度中間期	6,007	12,456	9,886	44,054	104,645	—	49,501	226,553
うち外国債券	令和5年度中間期	—	18,686	2,982	42,837	93,787	—	—	158,292
	令和6年度中間期	5,711	12,058	7,858	43,351	102,632	—	—	171,612
うち外国株式	令和5年度中間期							—	—
	令和6年度中間期							—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	788	788
関連法人等株式	—	—

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,625	4,123	4,502	7,094	2,665	4,429
	債券	33,203	33,012	191	39,813	39,644	168
	国債	3,010	2,999	10	11,873	11,781	92
	地方債	3,805	3,796	9	2,825	2,820	5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	26,387	26,216	170	25,114	25,043	70
	その他	91,667	87,846	3,820	159,441	153,918	5,522
	小計	133,496	124,981	8,514	206,348	196,228	10,120
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	186	193	△6	630	656	△26
	債券	135,532	139,928	△4,396	117,421	120,772	△3,350
	国債	28,307	31,644	△3,337	18,115	20,361	△2,245
	地方債	92,444	93,440	△996	86,089	87,110	△1,021
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	14,780	14,842	△62	13,216	13,300	△83
	その他	94,804	97,832	△3,028	66,031	67,480	△1,449
	小計	230,523	237,954	△7,430	184,083	188,910	△4,826
合計		364,019	362,936	1,083	390,432	385,138	5,294

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	5,789	5,827
組合出資金	1,695	1,080

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和5年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和6年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
評価差額	1,083	5,294
その他有価証券	1,083	5,294
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	—	—
(△) 繰延税金負債	246	1,549
その他有価証券評価差額金	837	3,744

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	69	69	△0	△0	62	—	△0	△0
合計				△0	△0			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	245,380	6,582	△4,306	△4,306	257,924	7,275	1,643	1,643
	買建	14,948	3,199	210	210	9,002	5,083	419	419
合計				△4,096	△4,096			2,063	2,063

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	441	—	△50	外貨建の 貸出金	451	—	28
	合計				△50				28

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	130,832	143,178
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,145	31,420
うち、利益剰余金の額	106,173	113,087
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	486	1,329
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	237	1,043
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	237	1,043
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,371	5,345
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,371	5,345
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	600	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	120	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	151	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	137,313	149,567
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	382	143
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	382	143
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	9	6
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,292	3,430
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,684	3,580
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	134,629	145,987

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,584,632	1,648,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	207	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	207	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	58,105	60,111
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,642,737	1,708,624
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.19%	8.54%

■定量的な開示事項（連結）

■その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,701	148	2,879	115
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	330	13	330	13
我が国の政府関係機関向け	860	34	295	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,303	212	4,566	182
法人等向け	845,866	33,834	894,159	35,766
中小企業等向け及び個人向け	244,946	9,797	245,356	9,814
抵当権付住宅ローン	56,629	2,265	57,805	2,312
不動産取得等事業向け	333,079	13,323	346,961	13,878
三月以上延滞等	1,996	79	979	39
取立未済形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	5,478	219	6,340	253
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	12,485	499	11,550	462
（うち出資等のエクスポージャー）	12,485	499	11,550	462
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	31,511	1,260	31,061	1,242
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	8,478	339	6,883	275
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,033	921	24,178	967
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,649	665	18,835	753
（うちルック・スルー方式）	16,459	658	18,690	747
（うちマンデート方式）	189	7	144	5
（うち蓋然性方式（250％））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400％））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250％））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	207	8	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,559,047	62,361	1,621,122	64,844

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	709	28	167	6
短期の貿易関連偶発債務	1	0	5	0
特定の取引に係る偶発債務	450	18	176	7
原契約期間が1年超のコミットメント	7,224	288	8,512	340
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,841	73	2,729	109
先物購入、先渡し金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	6,142	245	6,319	252
オフ・バランス取引等 計	16,370	654	17,910	716
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	9,213	368	9,479	379
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,584,632	63,385	1,648,513	65,940

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	63,385	65,940
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,324	2,404
合計	65,709	68,344

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	
国内計	2,348,063	1,866,312	172,946	4,092	2,614	2,437,044	1,903,790	160,417	6,709	3,386
国外計	329,664	93,839	160,619	74,053	—	351,051	111,441	169,881	68,413	—
地域別合計	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146	2,614	2,788,095	2,015,232	330,298	75,122	3,386
製造業	103,279	94,437	2,118	0	12	100,213	91,738	1,659	3	865
農業、林業	5,344	5,061	250	—	—	5,341	5,058	250	—	—
漁業	1,108	1,108	—	—	7	1,752	1,752	—	—	7
鉱業、採石業、砂利採取業	4,890	4,810	80	—	1	4,429	4,189	240	—	0
建設業	131,856	127,778	3,928	0	203	133,218	128,623	4,479	3	303
電気・ガス・熱供給・水道業	43,506	42,899	606	—	—	46,653	45,763	890	—	—
情報通信業	14,068	13,372	158	—	—	14,458	13,458	473	—	—
運輸業、郵便業	226,530	225,109	660	658	3	243,346	241,709	670	889	3
卸売業、小売業	138,741	134,526	3,942	0	290	141,604	136,687	4,456	5	494
金融業、保険業	395,745	37,601	32,217	77,479	—	444,639	35,146	26,340	74,194	—
不動産業、物品賃貸業	583,561	572,573	10,008	5	1,420	613,171	601,830	10,338	26	550
各種サービス業	246,460	243,179	2,947	—	85	259,371	255,363	3,673	—	734
地方公共団体	157,052	59,698	97,237	—	—	146,475	56,426	89,930	—	—
その他	625,580	397,993	179,410	—	589	633,420	397,484	186,895	—	426
業種別合計	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146	2,614	2,788,095	2,015,232	330,298	75,122	3,386
1年以下	533,288	510,332	20,204	2,480		557,650	525,020	26,977	5,281	
1年超3年以下	218,202	142,247	74,970	763		228,268	157,575	69,570	967	
3年超5年以下	192,535	149,947	42,561	—		177,489	141,927	35,503	—	
5年超7年以下	170,385	113,351	56,962	—		193,899	132,441	61,414	—	
7年超10年以下	306,133	198,779	107,221	—		293,382	176,480	116,470	—	
10年超	874,859	843,191	31,644	—		900,168	879,791	20,361	—	
期間の定めのないもの	382,322	2,302	—	74,902		437,237	1,995	—	68,873	
残存期間別合計	2,677,728	1,960,152	333,565	78,146		2,788,095	2,015,232	330,298	75,122	

- （注） 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	5,672	△300	5,371
	令和6年度中間期	5,729	△384	5,345
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	7,705	△13	7,692
	令和6年度中間期	7,626	20	7,646
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	13,378	△314	13,063
	令和6年度中間期	13,355	△363	12,992

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	7,705	△13	7,692	7,626	20	7,646
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,705	△13	7,692	7,626	20	7,646
製造業	429	401	830	1,406	△227	1,178
農業、林業	8	△7	1	4	△0	3
漁業	0	0	0	0	△0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	9	7	△0	6
建設業	405	△66	339	248	△21	226
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	15	△2	13	5	3	8
運輸業、郵便業	296	△38	257	245	△10	234
卸売業、小売業	946	170	1,117	1,234	65	1,299
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,624	△65	2,559	2,452	△486	1,965
各種サービス業	2,347	△353	1,993	1,598	636	2,234
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	627	△57	569	423	63	487
業種別合計	7,705	△13	7,692	7,626	20	7,646

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	6	61
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	13	—
卸売業、小売業	214	32
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	9	4
各種サービス業	15	133
地方公共団体	—	—
その他	34	53
合計	293	290

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	137,616	517,084	149,538	552,637
10%	—	67,111	—	69,938
20%	67,866	2,117	79,233	2,055
35%	—	161,780	—	165,150
50%	164,370	65	141,731	133
75%	—	287,502	—	290,293
100%	12,822	1,161,638	9,875	1,233,158
150%	—	434	—	382
250%	—	3,391	—	2,753
合計	382,675	2,201,128	380,379	2,316,502

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、サブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	89,991	86,641
適格保証又はクレジット・デリバティブ	197,181	186,945

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	57,543	55,336
グロスのアドオンの合計額 (B)	20,602	19,786
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	78,146	75,122
派生商品取引	78,146	75,122
外国為替関連取引	43,629	38,192
金利関連取引	352	111
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	34,164	36,819
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	50,054	47,228
適格金融資産担保	50,054	47,228
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	28,091	27,894

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	152,233
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	—
合計	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	152,233

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	9,463		8,435	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	7,659		7,698	
合計	17,123	17,123	16,133	16,133

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	△76	424
償却に伴う損益の額	△69	△11

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	4,637	4,582
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	16,459	18,690
マンドート方式	189	144
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
合計	16,649	18,835

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンドート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式(1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	3,613	8,407	7,735	7,576
2	下方パラレルシフト	1,162	9,522	9,475	8,199
3	スティープ化	1,077	3,234		
4	最大値	3,613	9,522	9,475	8,199
		令和5年度中間期		令和6年度中間期	
5	自己資本の額	134,629		145,987	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	129,696	141,930
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,213	31,487
うち、利益剰余金の額	104,969	111,771
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	486	1,329
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,366	5,342
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,366	5,342
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	600	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	120	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	135,784	147,272
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	382	143
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	382	143
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	2,064	2,390
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,446	2,533
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	133,338	144,738

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,579,229	1,643,036
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	207	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	207	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	56,363	58,312
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,635,593	1,701,348
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.15%	8.50%

■定量的な開示事項（単体）

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,701	148	2,879	115
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	330	13	330	13
我が国の政府関係機関向け	860	34	295	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,303	212	4,566	182
法人等向け	847,401	33,896	895,768	35,830
中小企業等向け及び個人向け	244,942	9,797	245,356	9,814
抵当権付住宅ローン	56,629	2,265	57,805	2,312
不動産取得等事業向け	333,079	13,323	346,961	13,878
三月以上延滞等	1,993	79	975	39
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	5,478	219	6,340	253
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	10,894	435	9,938	397
（うち出資等のエクスポージャー）	10,894	435	9,938	397
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	26,172	1,046	25,592	1,023
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	8,338	333	6,720	268
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	17,834	713	18,872	754
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,649	665	18,835	753
（うちルック・スルー方式）	16,459	658	18,690	747
（うちマンドート方式）	189	7	144	5
（うち蓋然性方式（250％））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400％））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250％））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	207	8	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,553,645	62,145	1,615,646	64,625

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	709	28	167	6
短期の貿易関連偶発債務	1	0	5	0
特定の取引に係る偶発債務	450	18	176	7
原契約期間が1年超のコミットメント	7,224	288	8,512	340
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,841	73	2,729	109
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	6,142	245	6,319	252
オフ・バランス取引等 計	16,370	654	17,910	716
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	9,213	368	9,479	379
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,579,229	63,169	1,643,036	65,721

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	63,169	65,721
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,254	2,332
合計	65,423	68,053

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	
国内計	2,342,686	1,867,848	172,940	4,092	2,566	2,431,602	1,905,399	160,417	6,709	3,323
国外計	329,664	93,839	160,619	74,053	—	351,051	111,441	169,881	68,413	—
地域別合計	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146	2,566	2,782,654	2,016,841	330,298	75,122	3,323
製造業	110,626	94,437	11,515	0	12	98,105	91,738	1,659	3	865
農業、林業	5,344	5,061	250	—	—	5,341	5,058	250	—	—
漁業	1,108	1,108	—	—	7	1,752	1,752	—	—	7
鉱業、採石業、砂利採取業	4,890	4,810	80	—	1	4,429	4,189	240	—	0
建設業	131,856	127,778	3,928	0	203	133,218	128,623	4,479	3	303
電気・ガス・熱供給・水道業	43,506	42,899	606	—	—	46,653	45,763	890	—	—
情報通信業	13,744	13,372	158	—	—	14,134	13,458	473	—	—
運輸業、郵便業	226,530	225,109	660	658	3	243,346	241,709	670	889	3
卸売業、小売業	138,741	134,526	3,942	0	290	141,604	136,687	4,456	5	494
金融業、保険業	398,054	39,137	32,217	77,479	—	447,020	36,754	26,340	74,194	—
不動産業、物品賃貸業	583,598	572,573	10,008	5	1,420	613,207	601,830	10,338	26	550
各種サービス業	246,464	243,179	2,942	—	85	259,381	255,363	3,673	—	734
地方公共団体	157,052	59,698	97,237	—	—	146,475	56,426	89,930	—	—
その他	610,830	397,993	170,014	—	542	627,982	397,484	186,895	—	363
業種別合計	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146	2,566	2,782,654	2,016,841	330,298	75,122	3,323
1年以下	534,818	511,867	20,198	2,480		559,257	526,629	26,977	5,281	
1年超3年以下	218,202	142,247	74,970	763		228,268	157,575	69,570	967	
3年超5年以下	192,535	149,947	42,561	—		177,489	141,927	35,503	—	
5年超7年以下	170,385	113,351	56,962	—		193,899	132,441	61,414	—	
7年超10年以下	306,133	198,779	107,221	—		293,382	176,480	116,470	—	
10年超	874,859	843,191	31,644	—		900,168	879,791	20,361	—	
期間の定めのないもの	375,415	2,302	—	74,902		430,188	1,995	—	68,873	
残存期間別合計	2,672,351	1,961,688	333,560	78,146		2,782,654	2,016,841	330,298	75,122	

- （注） 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	5,665	△299	5,366
	令和6年度中間期	5,727	△385	5,342
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	7,653	△18	7,635
	令和6年度中間期	7,586	△0	7,585
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	13,319	△317	13,002
	令和6年度中間期	13,313	△386	12,927

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	7,653	△18	7,635	7,586	△0	7,585
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,653	△18	7,635	7,586	△0	7,585
製造業	429	401	830	1,406	△227	1,178
農業、林業	8	△7	1	4	△0	3
漁業	0	0	0	0	△0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	9	7	△0	6
建設業	405	△66	339	248	△21	226
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	15	△2	13	5	3	8
運輸業、郵便業	296	△38	257	245	△10	234
卸売業、小売業	946	170	1,117	1,234	65	1,299
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,624	△65	2,559	2,452	△486	1,965
各種サービス業	2,347	△353	1,993	1,598	636	2,234
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	574	△62	512	384	41	425
業種別合計	7,653	△18	7,635	7,586	△0	7,585

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	6	61
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	13	—
卸売業、小売業	214	32
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	9	4
各種サービス業	15	133
地方公共団体	—	—
その他	32	53
合計	292	290

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	137,616	517,084	149,538	552,636
10%	—	67,111	—	69,938
20%	67,866	2,117	79,233	2,054
35%	—	161,780	—	165,150
50%	164,370	65	141,731	133
75%	—	287,497	—	290,293
100%	12,822	1,156,381	9,875	1,227,845
150%	—	434	—	382
250%	—	3,335	—	2,688
合計	382,675	2,195,808	380,379	2,311,122

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	89,991	86,641
適格保証又はクレジット・デリバティブ	197,181	186,945

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	57,543	55,336
グロスのアドオンの合計額 (B)	20,602	19,786
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	78,146	75,122
派生商品取引	78,146	75,122
外国為替関連取引	43,629	38,192
金利関連取引	352	111
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	34,164	36,819
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	50,054	47,228
適格金融資産担保	50,054	47,228
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	28,091	27,894

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	152,233	145,445
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	152,233	145,445

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	8,812		7,724	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	6,577		6,616	
合計	15,390	15,390	14,341	14,341

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	△76	424
償却に伴う損益の額	△69	△11

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	4,496	4,402
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	16,459	18,690
マンドレート方式	189	144
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	16,649	18,835

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準（マンドレート）に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	3,613	8,407	7,735	7,576
2	下方パラレルシフト	1,162	9,522	9,475	8,199
3	スティープ化	1,077	3,234		
4	最大値	3,613	9,522	9,475	8,199
		令和5年度中間期		令和6年度中間期	
5	自己資本の額	133,338		144,738	

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）におけるわが国の経済は、物価の高騰やウクライナ・中東情勢による地政学リスクの拡大等、国内外に不安材料はあったものの、企業の設備投資は引き続き好調を維持し、令和6年春闘においては大手企業の賃上げ率が5%を超える等、総じて底堅く推移しました。

金融市場においては、日銀による追加利上げが行われ金融政策の正常化を進める姿勢が示された一方で、米国利下げによる日米金利差の拡大により円安が進行しました。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、長く続いた低金利政策からの転換により今後は金利のある世界への対応が求められる一方で、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、業務の効率化も含めた経営基盤の強化と健全性の確保が求められております。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくとともに、お客さま本位の業務運営に一層取り組むことやお客さまのニーズに応じた質の高いサービスを提供することが求められております。このほか、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。さらに、株式市場からは、投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

こうした中、当行は、令和5年4月からスタートさせた第19次経営計画『Plan VSI 「Value」 & 「Speed」 & 「Inspire」 ～付加価値とスピードで感動を届ける～』に基づく、5つの基本戦略（サステナビリティ戦略、ガバナンス戦略、営業戦略、オペレーション戦略、人材戦略）を通じ、具体的施策を着実に実行することにより、地域金融機関としてさまざまな課題への取り組みを行っております。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

主要損益につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比8億30百万円増加の199億15百万円、経常費用は前中間連結会計期間比4億7百万円減少の140億16百万円となり、この結果、経常利益は前中間連結会計期間比12億36百万円増加の58億98百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比12億32百万円増加の41億83百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

主要勘定につきましては、預金は、前連結会計年度末比982億円増加して2兆30億円となりました。

貸出金は、前連結会計年度末比354億円増加し、1兆6,123億円となりました。有価証券は、引き続き効率的な運用とリスク管理のバランスに注意しながら取り組みました結果、前連結会計年度末比409億円増加し3,441億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により61,229百万円のプラス（前中間連結会計期間は44,902百万円のプラス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により40,984百万円のマイナス（前中間連結会計期間16,210百万円のプラス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により726百万円のマイナス（前中間連結会計期間は389百万円のマイナス）となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比19,518百万円増加して270,454百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
項 目						
連結経常収益	百万円	15,932	19,085	19,915	33,294	39,580
連結経常利益	百万円	4,180	4,662	5,898	8,994	9,727
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,988	2,951	4,183	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	6,300	6,367
連結中間包括利益	百万円	△3,804	2,328	4,070	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	363	10,092
連結純資産額	百万円	116,410	122,188	137,278	120,238	133,689
連結総資産額	百万円	2,059,226	2,158,291	2,296,811	2,060,530	2,201,269
1株当たり純資産額	円	1,515.72	1,590.63	1,789.32	1,565.82	1,742.51
1株当たり中間純利益	円	39.47	39.60	55.27	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	83.24	84.12
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.57	5.57	5.89	5.75	5.99
連結自己資本比率（国内基準）	%	9.50	9.55	9.95	9.47	9.91
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△32,601	44,902	61,229	△70,627	41,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,419	16,210	△40,984	9,063	21,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△322	△389	△726	△679	2,439
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	206,999	245,823	270,454	185,097	250,936
従業員数	人	1,033	1,010	989	1,000	985
[外、平均臨時従業員数]	人	[149]	[142]	[168]	[147]	[166]

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。
4. 令和5年度中間期より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、令和4年度中間期及び令和4年度については遡及適用後の数値を記載しております。

■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

令和5年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	16,553	2,511	19,065	20	19,085	—	19,085
セグメント間の内部経常収益	38	39	77	134	211	△211	—
計	16,592	2,550	19,143	154	19,297	△211	19,085
セグメント利益	4,533	124	4,657	5	4,663	△0	4,662
セグメント資産	2,145,135	18,401	2,163,536	653	2,164,189	△5,897	2,158,291
セグメント負債	2,026,439	15,200	2,041,639	33	2,041,673	△5,570	2,036,103
その他の項目							
減価償却費	383	17	400	1	402	0	403
資金運用収益	12,226	9	12,236	0	12,236	△21	12,214
資金調達費用	447	43	490	—	490	△21	468
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
固定資産処分益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	92	—	92	—	92	—	92
減損損失	84	—	84	—	84	—	84
税金費用	1,530	40	1,571	1	1,572	△0	1,572
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△37	3	△34	△1	△36	△0	△37

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,897百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,570百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

令和6年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	17,246	2,647	19,894	20	19,915	—	19,915
セグメント間の内部経常収益	38	52	90	134	225	△225	—
計	17,284	2,700	19,985	155	20,140	△225	19,915
セグメント利益	5,797	93	5,891	7	5,899	△0	5,898
セグメント資産	2,281,390	20,559	2,301,950	659	2,302,609	△5,798	2,296,811
セグメント負債	2,148,511	17,271	2,165,783	28	2,165,811	△6,278	2,159,533
その他の項目							
減価償却費	456	23	480	1	482	0	482
資金運用収益	13,867	11	13,878	0	13,878	△22	13,856
資金調達費用	669	48	718	—	718	△22	696
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	205	—	205	—	205	—	205
減損損失	8	—	8	—	8	—	8
税金費用	1,450	7	1,457	2	1,460	△0	1,460
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△324	2	△322	△1	△323	△0	△324

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,798百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△6,278百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,914	5,410
危険債権額	21,871	23,553
三月以上延滞債権額	20	21
貸出条件緩和債権額	2,128	3,674
合計	29,935	32,660
正常債権額	1,543,089	1,620,596
部分直接償却実施額	3,713	2,982
総与信残高（末残）	1,573,024	1,653,256

（注）リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
資産の部		
現金預け金	246,140	270,898
商品有価証券	32	9
金銭の信託	1,017	982
有価証券	305,274	344,165
貸出金	1,537,515	1,612,397
外国為替	5,249	1,829
リース債権及びリース投資資産	11,232	13,199
その他資産	23,144	23,809
有形固定資産	27,411	27,823
無形固定資産	352	321
退職給付に係る資産	3,255	4,697
繰延税金資産	2,795	999
支払承諾見返	3,718	4,057
貸倒引当金	△8,847	△8,380
資産の部合計	2,158,291	2,296,811

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
負債の部		
預金	1,868,897	2,003,023
譲渡性預金	38,350	26,600
債券貸借取引受入担保金	9,452	—
借入金	104,388	105,821
外国為替	12	53
その他負債	7,359	15,905
賞与引当金	328	341
役員賞与引当金	16	16
退職給付に係る負債	41	46
睡眠預金払戻損失引当金	63	44
偶発損失引当金	86	139
繰延税金負債	29	152
再評価に係る繰延税金負債	3,357	3,329
支払承諾	3,718	4,057
負債の部合計	2,036,103	2,159,533
純資産の部		
資本金	12,014	14,105
資本剰余金	9,402	11,494
利益剰余金	97,056	103,785
株主資本合計	118,473	129,385
その他有価証券評価差額金	△4,917	△1,540
土地再評価差額金	6,403	6,346
退職給付に係る調整累計額	433	1,241
その他の包括利益累計額合計	1,919	6,047
非支配株主持分	1,795	1,844
純資産の部合計	122,188	137,278
負債及び純資産の部合計	2,158,291	2,296,811

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	19,085	19,915
資金運用収益	12,214	13,856
(うち貸出金利息)	(9,882)	(10,982)
(うち有価証券利息配当金)	(2,216)	(2,607)
役務取引等収益	2,696	3,073
その他業務収益	2,523	2,667
その他経常収益	1,651	318
経常費用	14,423	14,016
資金調達費用	468	696
(うち預金利息)	(255)	(653)
役務取引等費用	1,120	1,149
その他業務費用	5,083	4,412
営業経費	7,363	7,397
その他経常費用	387	361
経常利益	4,662	5,898
特別利益	0	—
特別損失	92	205
税金等調整前中間純利益	4,570	5,692
法人税、住民税及び事業税	1,562	1,357
法人税等調整額	10	103
法人税等合計	1,572	1,460
中間純利益	2,997	4,232
非支配株主に帰属する中間純利益	46	48
親会社株主に帰属する中間純利益	2,951	4,183

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純利益	2,997	4,232
その他の包括利益	△668	△161
その他有価証券評価差額金	△642	△97
退職給付に係る調整累計額	△25	△64
中間包括利益	2,328	4,070
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,256	4,024
非支配株主に係る中間包括利益	72	46

■中間連結株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	94,538	115,955
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△378	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	2,951	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	2,518	2,518
当中間期末残高	12,014	9,402	97,056	118,473

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4,249	6,349	459	2,559	1,723	120,238
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△378
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	—	2,951
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△668	54	△25	△640	72	△567
当中間期変動額合計	△668	54	△25	△640	72	1,950
当中間期末残高	△4,917	6,403	433	1,919	1,795	122,188

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	14,105	11,494	100,038	125,639
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△481	△481
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	4,183	4,183
土地再評価差額金の取崩	—	—	45	45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	3,746	3,746
当中間期末残高	14,105	11,494	103,785	129,385

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,445	6,391	1,305	6,251	1,798	133,689
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△481
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	—	—	4,183
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△94	△45	△64	△204	46	△157
当中間期変動額合計	△94	△45	△64	△204	46	3,589
当中間期末残高	△1,540	6,346	1,241	6,047	1,844	137,278

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,570	5,692
減価償却費	403	482
減損損失	84	8
貸倒引当金の増減(△)	△241	△236
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	12
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△15	△21
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△78	△90
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	2	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△3	△1
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	15	38
資金運用収益	△12,214	△13,856
資金調達費用	468	696
有価証券関係損益(△)	215	264
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△17	17
為替差損益(△は益)	△4,579	1,614
固定資産処分損益(△は益)	7	197
貸出金の純増(△)減	△43,670	△35,469
預金の純増減(△)	72,693	98,151
譲渡性預金の純増減(△)	△600	△15,810
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	27,528	661
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	236	△40
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	795	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,954	327
外国為替(負債)の純増減(△)	7	19
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△533	△974
資金運用による収入	11,917	14,158
資金調達による支出	△479	△442
その他	△8,426	7,947
小計	46,131	63,352
法人税等の支払額	△1,229	△2,123
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,902	61,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△26,856	△67,397
有価証券の売却による収入	33,991	7,832
有価証券の償還による収入	9,519	18,732
有形固定資産の取得による支出	△458	△177
有形固定資産の売却による収入	13	88
有形固定資産の除却による支出	—	△59
無形固定資産の取得による支出	—	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,210	△40,984
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△378	△481
リース債務の返済による支出	△11	△244
財務活動によるキャッシュ・フロー	△389	△726
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	60,725	19,518
現金及び現金同等物の期首残高	185,097	250,936
現金及び現金同等物の中間期末残高	245,823	270,454

■連結注記表（令和6年度中間期）

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等

2社

トモニリース株式会社

香川ビジネスサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

2社

トモニカード株式会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,982百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益355百万円を計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 281百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,410百万円
危険債権額	23,553百万円
三月以上延滞債権額	21百万円
貸出条件緩和債権額	3,674百万円
合計額	32,660百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,361百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	106,360百万円
貸出金	4,804百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	95,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産13,618百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金238百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、245,080百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが236,150百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

平成10年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

12,794百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は36,156百万円であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益66百万円及び株式等売却益122百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却203百万円を含んでおります。

3. 「特別損失」は、固定資産処分損197百万円及び減損損失8百万円であります。

4. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物8百万円であります。

用 途	種 類	場 所	減損損失
稼動資産	営業用建物	岡山県内	7百万円
		大阪府内	1百万円

稼動資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,689	—	—	75,689	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和6年5月14日 取締役会	普通株式	481百万円	6.36円	令和6年3月31日	令和6年6月7日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和6年11月12日 取締役会	普通株式	1,095百万円	利益剰余金	14.46円	令和6年9月30日	令和6年11月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	270,898百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	443百万円
現金及び現金同等物	270,454百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	9	9	—
(2) 金銭の信託	982	982	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,156	35,765	△390
その他有価証券（*1）	305,316	305,316	—
(4) 貸出金	1,612,397		
貸倒引当金（*2）	△8,059		
	1,604,337	1,591,131	△13,206
資産計	1,946,803	1,933,205	△13,597
(1) 預金	2,003,023	2,003,058	34
(2) 譲渡性預金	26,600	26,605	5
(3) 借入金	105,821	105,804	△17
負債計	2,135,445	2,135,468	22
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,711	1,711	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,711	1,711	—

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	1,529
組合出資金（*3）	1,162

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	982	—	982
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	9	—	—	9
その他の有価証券				
国債・地方債等	46,951	60,367	—	107,318
社債	—	6,108	—	6,108
株式	15,285	—	—	15,285
その他	8,537	162,910	—	171,448
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,014	—	2,014
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	70,784	232,384	—	303,169
デリバティブ取引				
通貨関連	—	239	—	239
クレジット・デリバティブ	—	—	64	64
負債計	—	239	64	303

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,154百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額の うち中間連結貸借対照表日 において保有する投資信託 の評価損益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上					
5,103	—	51	△1	—	—	5,154	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	35,765	35,765
貸出金	—	—	1,591,131	1,591,131
資産計	—	—	1,626,896	1,626,896
預金	—	2,003,058	—	2,003,058
譲渡性預金	—	26,605	—	26,605
借入金	—	95,000	10,804	105,804
負債計	—	2,124,663	10,804	2,135,468

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、為替レート及び倒産確率等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (令和6年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (令和6年9月30日) (単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借 対照表日において保有 する金融資産及び 金融負債の評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上					
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△78	2	—	12	—	—	△64	2

(*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、各取引部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加(減少)は、単独では、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (令和6年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,724	6,778	53
	その他	—	—	—
	小計	6,724	6,778	53
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	29,432	28,987	△444
	その他	—	—	—
	小計	29,432	28,987	△444
合計		36,156	35,765	△390

2. その他有価証券（令和6年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	15,285	5,978	9,307
	債券	5,319	5,288	30
	国債	4,913	4,885	27
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	405	402	2
	その他	43,692	42,033	1,659
	小計	64,297	53,300	10,997
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	108,108	111,990	△3,882
	国債	42,037	44,966	△2,928
	地方債	60,367	61,267	△899
	短期社債	—	—	—
	社債	5,703	5,757	△53
	その他	132,910	142,028	△9,117
	小計	241,019	254,019	△12,999
合計		305,316	307,319	△2,002

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和6年9月30日現在）

該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役務取引等収益	1,843
預金・貸出金業務	319
為替業務	376
証券関連業務	394
代理業務	57
保護預り・貸金庫業務	12
その他業務	681
顧客との契約から生じる経常収益	1,843
上記以外の経常収益	18,072

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額

1,789円32銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額

55円27銭

単体決算の状況

■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和6年4月1日～令和6年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役員取引等収益が増加したこと等により、前中間会計期間比629百万円増加して17,284百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、同1,263百万円増加して13,416百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、同1,172百万円増加して6,155百万円となりました。

経常利益は、同1,264百万円増加して5,797百万円となり、中間純利益は、同1,230百万円増加して4,141百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比824億円増加して2兆306億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同841億円増加して2兆1,755億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、同357億円増加して1兆6,175億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は9.96%となりました。

■主要な経営指標等の推移（単体）

期 別		令和4年度 中間期	令和5年度 中間期	令和6年度 中間期	令和4年度	令和5年度
項 目						
経常収益	百万円	13,734	16,655	17,284	28,772	34,495
経常利益	百万円	4,095	4,533	5,797	8,835	9,541
中間純利益	百万円	2,940	2,911	4,141	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,228	6,341
資本金	百万円	12,014	12,014	14,105	12,014	14,105
発行済株式総数	千株	75,688	75,688	75,689	75,688	75,689
純資産額	百万円	113,171	118,695	132,878	116,851	129,312
総資産額	百万円	2,047,449	2,145,135	2,281,390	2,048,096	2,186,454
預金残高	百万円	1,800,099	1,869,630	2,004,093	1,797,253	1,905,875
貸出金残高	百万円	1,449,012	1,542,259	1,617,516	1,498,525	1,581,819
有価証券残高	百万円	337,025	305,511	344,332	318,213	303,452
1株当たり配当額	円	4.50	5.50	14.46	9.50	10.90
自己資本比率	%	5.52	5.53	5.82	5.70	5.91
単体自己資本比率（国内基準）	%	9.47	9.54	9.96	9.46	9.92
従業員数	人	973	947	931	938	928
[外、平均臨時従業員数]	人	[145]	[138]	[137]	[143]	[136]

（注）1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
資産の部		
現金預け金	245,969	270,732
商品有価証券	32	9
金銭の信託	1,017	982
有価証券	305,511	344,332
貸出金	1,542,259	1,617,516
外国為替	5,249	1,829
その他資産	16,504	17,449
その他の資産	16,504	17,449
有形固定資産	27,322	27,729
無形固定資産	343	316
前払年金費用	2,632	2,912
繰延税金資産	2,981	1,539
支払承諾見返	3,718	4,057
貸倒引当金	△8,407	△8,018
資産の部合計	2,145,135	2,281,390

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (令和6年9月30日)
負債の部		
預金	1,869,630	2,004,093
譲渡性預金	38,350	26,600
債券貸借取引受入担保金	9,452	—
借入金	95,008	95,006
外国為替	12	53
その他負債	6,435	14,848
未払法人税等	1,524	1,220
リース債務	8	7
資産除去債務	125	220
その他の負債	4,776	13,400
賞与引当金	307	320
役員賞与引当金	16	16
睡眠預金払戻損失引当金	63	44
偶発損失引当金	86	139
再評価に係る繰延税金負債	3,357	3,329
支払承諾	3,718	4,057
負債の部合計	2,026,439	2,148,511
純資産の部		
資本金	12,014	14,105
資本剰余金	9,339	11,430
資本準備金	9,339	11,430
利益剰余金	95,909	102,610
利益準備金	2,674	2,674
その他利益剰余金	93,234	99,935
圧縮積立金	20	19
別途積立金	43,436	43,436
繰越利益剰余金	49,777	56,478
株主資本合計	117,263	128,146
その他有価証券評価差額金	△4,971	△1,614
土地再評価差額金	6,403	6,346
評価・換算差額等合計	1,432	4,731
純資産の部合計	118,695	132,878
負債及び純資産の部合計	2,145,135	2,281,390

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度中間期 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	令和6年度中間期 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
経常収益	16,655	17,284
資金運用収益	12,226	13,867
(うち貸出金利息)	(9,904)	(11,004)
(うち有価証券利息配当金)	(2,207)	(2,595)
役務取引等収益	2,681	3,057
その他業務収益	27	36
その他経常収益	1,720	323
経常費用	12,122	11,486
資金調達費用	447	669
(うち預金利息)	(255)	(653)
役務取引等費用	1,151	1,193
その他業務費用	2,963	2,068
営業経費	7,181	7,223
その他経常費用	379	331
経常利益	4,533	5,797
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	92	205
固定資産処分損	8	197
減損損失	84	8
税引前中間純利益	4,441	5,591
法人税、住民税及び事業税	1,559	1,353
法人税等調整額	△28	97
法人税等合計	1,530	1,450
中間純利益	2,911	4,141

■中間株主資本等変動計算書

令和5年度中間期（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12, 014	9, 339	9, 339	2, 674	21	43, 436	47, 298	93, 431	114, 784
当中間期変動額									
剰余金の配当							△378	△378	△378
中間純利益							2, 911	2, 911	2, 911
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							△54	△54	△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2, 478	2, 478	2, 478
当中間期末残高	12, 014	9, 339	9, 339	2, 674	20	43, 436	49, 777	95, 909	117, 263

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△4,282	6,349	2,066	116,851
当中間期変動額				
剰余金の配当				△378
中間純利益				2,911
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△54
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△688	54	△634	△634
当中間期変動額合計	△688	54	△634	1,843
当中間期末残高	△4,971	6,403	1,432	118,695

令和6年度中間期（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	14, 105	11, 430	11, 430	2, 674	20	43, 436	52, 773	98, 905	124, 442
当中間期変動額									
剰余金の配当							△481	△481	△481
中間純利益							4, 141	4, 141	4, 141
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							45	45	45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	3, 705	3, 704	3, 704
当中間期末残高	14, 105	11, 430	11, 430	2, 674	19	43, 436	56, 478	102, 610	128, 146

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△1,521	6,391	4,870	129,312
当中間期変動額				
剰余金の配当				△481
中間純利益				4,141
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△92	△45	△138	△138
当中間期変動額合計	△92	△45	△138	3,566
当中間期末残高	△1,614	6,346	4,731	132,878

■個別注記表（令和6年度中間期）

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,982百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益355百万円を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 1,006百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,345百万円 |
| 危険債権額 | 23,553百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 21百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 3,674百万円 |
| 合計額 | 32,594百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,361百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 106,360百万円 |
| 貸出金 | 4,804百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 95,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産13,611百万円及び預け金31百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金231百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、246,050百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが237,120百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

12,648百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は36,156百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益66百万円及び株式等売却益122百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却203百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損197百万円及び減損損失8百万円であります。
4. 当中間期において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物8百万円であります。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
稼動資産	営業用建物	岡山県内	7
		大阪府内	1

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,829百万円
有価証券評価損	38
減価償却費	392
未払事業税	95
その他有価証券評価差額金	762
その他	917
繰延税金資産小計	5,035
評価性引当額小計	△2,745
繰延税金資産合計	2,289

繰延税金負債

退職給付関係	691
その他	59
繰延税金負債合計	750

繰延税金資産の純額

1,539百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,755円57銭
1株当たりの中間純利益金額	54円71銭

財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和6年11月19日

確認書

株式会社 香川銀行
取締役頭取 山田 径男

私は、当行の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適正性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

損益の状況

■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期	令和 6 年度中間期
業務粗利益	10,373	13,029
業務粗利益率	0.98%	1.19%
業務純益	3,204	5,790
実質業務純益	3,204	5,769
コア業務純益	4,983	6,155
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	4,970	5,800

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	10,198	2,037	(9) 12,226	11,458	2,450	(41) 13,867
資金調達費用	159	297	(9) 446	614	96	(41) 669
資金運用収支	10,039	1,740	11,779	10,843	2,353	13,197
役務取引等収益	2,671	9	2,681	3,046	11	3,057
役務取引等費用	1,147	4	1,151	1,188	4	1,193
役務取引等収支	1,524	5	1,529	1,857	6	1,864
その他業務収益	26	0	27	36	—	36
その他業務費用	765	2,197	2,963	386	1,681	2,068
その他業務収支	△739	△2,196	△2,935	△350	△1,681	△2,032

(注) 1. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,671	9	2,681	3,046	11	3,057
うち預金・貸出業務	1,254	—	1,254	1,433	—	1,433
うち為替業務	372	8	381	365	10	376
うち証券関連業務	101	—	101	123	—	123
うち代理業務	54	—	54	57	—	57
うち保護預り・貸金庫業務	13	—	13	12	—	12
うち保証業務	50	1	51	51	1	52
役務取引等費用	1,147	4	1,151	1,188	4	1,193
うち為替業務	31	4	35	32	4	36
役務取引等収支	1,524	5	1,529	1,857	6	1,864

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	26	0	27	36	—	36
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売却益	0	—	0	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	0	—	0	19	—	19
うちその他の業務収益	26	0	26	17	—	17
その他業務費用	765	2,197	2,963	386	1,681	2,068
うち外国為替売買損	—	1,180	1,180	—	1,681	1,681
うち商品有価証券売却損	—	—	—	0	—	0
うち国債等債券売却損	353	1,016	1,370	386	—	386
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	409	—	409	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	2	—	2	—	—	—
その他業務収支	△739	△2,196	△2,935	△350	△1,681	△2,032

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(116,880) 2,065,363	(9) 10,198	0.98	(143,603) 2,156,041	(41) 11,458	1.06
うち貸出金	1,460,060	8,867	1.21	1,508,023	9,386	1.24
うち商品有価証券	51	0	0.54	16	0	0.27
うち有価証券	263,724	1,216	0.92	276,738	1,773	1.27
うちコールローン	—	—	—	20,710	18	0.18
うち預け金	224,647	101	0.08	206,948	212	0.20
資金調達勘定	1,990,939	159	0.01	2,073,661	614	0.05
うち預金	1,813,909	225	0.02	1,945,293	598	0.06
うち譲渡性預金	37,170	6	0.03	32,949	22	0.13
うちコールマネー	37,196	△2	△0.01	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	20,119	1	0.00	1,401	0	0.00
うち借入金	83,533	△72	△0.17	95,006	△18	△0.03

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	150,847	2,037	2.69	167,721	2,450	2.91
うち貸出金	72,956	1,036	2.83	93,111	1,618	3.46
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	67,190	990	2.93	61,354	822	2.67
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(116,880) 149,615	(9) 297	0.39	(143,603) 166,395	(41) 96	0.11
うち預金	23,580	29	0.24	22,743	54	0.47
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	9,138	258	5.64	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,099,330	12,226	1.16	2,180,158	13,867	1.26
うち貸出金	1,533,016	9,904	1.28	1,601,135	11,004	1.37
うち商品有価証券	51	0	0.54	16	0	0.27
うち有価証券	330,914	2,207	1.33	338,092	2,595	1.53
うちコールローン	—	—	—	20,710	18	0.18
うち預け金	224,647	101	0.08	206,948	212	0.20
資金調達勘定	2,023,673	446	0.04	2,096,452	669	0.06
うち預金	1,837,490	255	0.02	1,968,036	653	0.06
うち譲渡性預金	37,170	6	0.03	32,949	22	0.13
うちコールマネー	37,196	△2	△0.01	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	29,257	259	1.76	1,401	0	0.00
うち借入金	83,533	△72	△0.17	95,006	△18	△0.03

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度中間期5,278百万円、令和6年度中間期5,481百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和5年度中間期1,000百万円、令和6年度中間期999百万円）及び利息（令和5年度中間期0百万円、令和6年度中間期0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除することになっておりますが、令和5年度中間期、令和6年度中間期とも無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はございません。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度中間期5,278百万円、令和6年度中間期5,481百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和5年度中間期1,000百万円、令和6年度中間期999百万円）及び利息（令和5年度中間期0百万円、令和6年度中間期0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法）により算出しております。

■受取利息・支払利息の分析

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	479	△297	181	481	777	1,259
うち貸出金	537	△74	463	298	219	518
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	△4	△193	△197	83	473	556
うちコールローン	1	—	1	18	—	18
うち預け金	8	△92	△84	△18	129	111
支払利息	7	△55	△48	24	431	455
うち預金	5	19	24	40	332	372
うち譲渡性預金	1	△0	1	△2	18	15
うちコールマネー	△1	△0	△2	2	—	2
うち債券貸借取引受入担保金	0	△0	0	△0	△0	△0
うち借入金	4	△77	△72	△2	56	54

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	190	834	1,024	246	166	413
うち貸出金	234	398	633	350	231	582
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△48	430	382	△78	△89	△167
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	28	210	238	9	△210	△200
うち預金	1	16	18	△2	27	25
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	190	32	223	△258	—	△258
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	612	596	1,208	514	1,126	1,640
うち貸出金	678	418	1,096	468	632	1,100
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	△28	212	184	55	333	388
うちコールローン	1	—	1	18	—	18
うち預け金	8	△92	△84	△18	129	111
支払利息	22	171	193	23	199	222
うち預金	5	37	43	43	354	398
うち譲渡性預金	1	△0	1	△2	18	15
うちコールマネー	△1	△0	△2	2	—	2
うち債券貸借取引受入担保金	179	44	223	△1	△257	△259
うち借入金	4	△77	△72	△2	56	54

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

諸比率

■ 利益率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期	令和 6 年度中間期
総資産経常利益率	0.43	0.51
資本経常利益率	7.67	8.82
総資産中間純利益率	0.27	0.37
資本中間純利益率	4.93	6.30

(注) 1. 総資産経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

■ 利鞘

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.98	2.69	1.16	1.06	2.91	1.26
資金調達原価	0.72	0.48	0.75	0.74	0.20	0.75
総資金利鞘	0.26	2.21	0.41	0.31	2.71	0.51

■ 預貸率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	77.65	363.71	80.83	75.68	454.01	79.65
期中平均残高	78.87	309.38	81.77	76.23	409.39	80.01

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 預証率

(単位：％)

種類	令和 5 年度中間期			令和 6 年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	13.06	278.05	16.01	14.26	270.24	16.95
期中平均残高	14.24	284.93	17.65	13.98	269.76	16.89

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

預金

■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,848,428	21,201	1,869,630	1,982,766	21,326	2,004,093
流動性預金	1,043,562	—	1,043,562	1,038,595	—	1,038,595
定期性預金	800,249	—	800,249	936,923	—	936,923
その他預金	4,616	21,201	25,818	7,248	21,326	28,574
譲渡性預金	38,350	—	38,350	26,600	—	26,600
合計	1,886,778	21,201	1,907,980	2,009,366	21,326	2,030,693

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,813,909	23,580	1,837,490	1,945,293	22,743	1,968,036
流動性預金	1,035,824	—	1,035,824	1,052,544	—	1,052,544
定期性預金	774,622	—	774,622	889,221	—	889,221
その他預金	3,462	23,580	27,043	3,526	22,743	26,270
譲渡性預金	37,170	—	37,170	32,949	—	32,949
合計	1,851,079	23,580	1,874,660	1,978,243	22,743	2,000,986

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
定期預金	令和5年度中間期	207,406	172,824	316,489	38,102	42,138	11,923	788,887
	令和6年度中間期	185,006	200,272	418,127	43,879	46,581	31,999	925,868
うち固定金利定期預金	令和5年度中間期	206,954	172,297	315,456	35,994	39,921	11,921	782,546
	令和6年度中間期	184,423	199,850	417,254	41,995	44,209	31,995	919,728
うち変動金利定期預金	令和5年度中間期	452	527	1,033	2,108	2,217	2	6,341
	令和6年度中間期	583	422	873	1,884	2,372	4	6,140

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金

■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	62,221	617	62,838	44,742	400	45,142
証書貸付	1,241,363	76,496	1,317,859	1,277,266	96,424	1,373,690
当座貸越	154,689	—	154,689	194,321	—	194,321
割引手形	6,870	—	6,870	4,361	—	4,361
合計	1,465,145	77,113	1,542,259	1,520,692	96,824	1,617,516

■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	69,124	400	69,525	52,556	612	53,168
証書貸付	1,231,346	72,556	1,303,902	1,266,482	92,498	1,358,981
当座貸越	153,656	—	153,656	184,089	—	184,089
割引手形	5,932	—	5,932	4,895	—	4,895
合計	1,460,060	72,956	1,533,016	1,508,023	93,111	1,601,135

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金	令和5年度中間期	189,370	103,220	112,279	119,410	882,878	135,102	1,542,259
	令和6年度中間期	194,056	96,792	134,676	131,321	888,727	171,944	1,617,516
うち変動金利	令和5年度中間期		39,404	49,130	36,604	371,465	8,499	
	令和6年度中間期		44,602	54,825	39,352	382,346	8,036	
うち固定金利	令和5年度中間期		63,815	63,148	82,805	511,412	126,603	
	令和6年度中間期		52,189	79,851	91,968	506,381	163,908	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
有価証券	3,202	3,303
債権	4,514	4,212
商品	—	—
不動産	306,055	329,746
その他	891	—
小計	314,663	337,262
保証	558,124	559,795
信用	669,470	720,458
合計	1,542,259	1,617,516

■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
有価証券	—	—
債権	6	7
商品	—	—
不動産	42	29
その他	—	—
小計	48	36
保証	—	—
信用	3,670	4,021
合計	3,718	4,057

■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,542,259	100.00	1,617,516	100.00
製造業	95,696	6.20	93,253	5.76
農業、林業	3,309	0.21	2,699	0.16
漁業	3,466	0.22	3,750	0.23
鉱業、採石業、砂利採取業	2,445	0.15	2,383	0.14
建設業	81,731	5.29	85,519	5.28
電気・ガス・熱供給・水道業	20,594	1.33	22,001	1.36
情報通信業	4,489	0.29	4,898	0.30
運輸業、郵便業	129,195	8.37	150,581	9.30
卸売業、小売業	120,084	7.78	122,581	7.57
金融業、保険業	35,621	2.30	50,000	3.09
不動産業、物品賃貸業	346,574	22.47	360,537	22.28
各種サービス業	192,468	12.47	194,060	11.99
地方公共団体	66,187	4.29	80,955	5.00
その他	440,392	28.55	444,294	27.46
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,542,259		1,617,516	

■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	945,646	61.32	978,952	60.52
運転資金	596,612	38.68	638,564	39.48
合計	1,542,259	100.00	1,617,516	100.00

■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,388,741	1,440,779
総貸出金残高 ②	1,542,259	1,617,516
中小企業等貸出金比率 ①／②	90.04%	89.07%
中小企業等貸出先件数 ③	60,794	59,955
総貸出先件数 ④	60,968	60,122
中小企業等貸出先件数比率 ③／④	99.71%	99.72%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,457	4,277	—	4,457	4,277	4,440	4,418	—	4,440	4,418
個別貸倒引当金	4,145	4,129	131	4,013	4,129	3,782	3,599	209	3,572	3,599
合計	8,602	8,407	131	8,470	8,407	8,222	8,018	209	8,013	8,018

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
貸出金償却額	312	203

■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,842	5,345
危険債権額	21,871	23,553
三月以上延滞債権額	20	21
貸出条件緩和債権額	2,128	3,674
合計	29,863	32,594
正常債権額	1,547,904	1,625,781
部分直接償却実施額	3,713	2,982
総与信残高(末残)	1,577,768	1,658,376

(注) リスク管理債権の定義は、93ページをご参照ください。

■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和5年度中間期	令和6年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,842	5,345
危険債権	21,871	23,553
要管理債権	2,149	3,696
合計 ①	29,863	32,594
正常債権	1,547,904	1,625,781
総与信残高(末残) ②	1,577,768	1,658,376
部分直接償却実施額	3,713	2,982
総与信残高比 ①/②	1.89%	1.96%

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のこと。

(4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

証券

■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
商品国債	51	16
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	51	16

■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	39,148	—	39,148	46,951	—	46,951
地方債	61,389	—	61,389	60,367	—	60,367
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	38,179	—	38,179	42,265	—	42,265
株式	16,565	—	16,565	16,982	—	16,982
その他の証券	91,277	58,952	150,229	120,132	57,633	177,766
うち外国債券	—	58,952	58,952	—	57,633	57,633
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	246,559	58,952	305,511	286,699	57,633	344,332

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	38,797	—	38,797	49,867	—	49,867
地方債	62,449	—	62,449	61,456	—	61,456
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	53,364	—	53,364	42,024	—	42,024
株式	11,725	—	11,725	8,177	—	8,177
その他の証券	97,387	67,190	164,577	115,212	61,354	176,566
うち外国債券	—	67,190	67,190	—	61,354	61,354
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	263,724	67,190	330,914	276,738	61,354	338,092

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	令和5年度中間期	—	—	—	3,255	18,927	16,965	—	39,148
	令和6年度中間期	—	—	—	24,348	6,008	16,594	—	46,951
地方債	令和5年度中間期	891	12,989	25,873	21,634	—	—	—	61,389
	令和6年度中間期	8,386	12,209	32,567	7,204	—	—	—	60,367
短期社債	令和5年度中間期	—							—
	令和6年度中間期	—							—
社債	令和5年度中間期	6,807	17,663	12,537	1,074	96	—	—	38,179
	令和6年度中間期	8,482	18,462	14,095	1,124	100	—	—	42,265
株式	令和5年度中間期							16,565	16,565
	令和6年度中間期							16,982	16,982
その他の証券	令和5年度中間期	5,009	13,406	26,312	7,525	64,243	7,257	26,474	150,229
	令和6年度中間期	4,336	18,710	17,616	42,826	70,877	5,559	17,839	177,766
うち外国債券	令和5年度中間期	4,804	6,174	16,323	6,456	24,281	912	—	58,952
	令和6年度中間期	643	10,041	13,037	7,901	20,912	5,095	—	57,633
うち外国株式	令和5年度中間期							—	—
	令和6年度中間期							—	—

時価等情報

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,353	12,433	79	6,724	6,778	53
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	18,620	18,364	△256	29,432	28,987	△444
合計		30,974	30,797	△177	36,156	35,765	△390

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	758	758
関連法人等株式	15	15

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,255	6,511	7,744	14,742	5,854	8,888
	債券	609	604	4	5,319	5,288	30
	国債	—	—	—	4,913	4,885	27
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	609	604	4	405	402	2
	その他	30,271	28,419	1,852	43,692	42,033	1,659
	小計	45,137	35,536	9,601	63,754	53,175	10,578
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	69	77	△7	—	—	—
	債券	107,133	110,762	△3,629	108,108	111,990	△3,882
	国債	39,148	41,824	△2,675	42,037	44,966	△2,928
	地方債	61,389	62,260	△871	60,367	61,267	△899
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,595	6,677	△81	5,703	5,757	△53
	その他	118,541	131,825	△13,283	132,910	142,028	△9,117
	小計	225,744	242,664	△16,920	241,019	254,019	△12,999
合計		270,881	278,200	△7,319	304,773	307,195	△2,421

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,465	1,465
組合出資金	1,416	1,162

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和5年度中間期における減損処理額は、409百万円であります。

令和6年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和5年度中間期	令和6年度中間期
評価差額	△7,195	△2,376
その他有価証券	△7,195	△2,376
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	2,223	762
(-) 繰延税金負債	—	—
その他有価証券評価差額金	△4,971	△1,614

デリバティブ取引関係

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	59,019	1,131	△1,141	△1,141	73,111	3,725	1,724	1,724
	買建	6,897	—	43	43	3,452	—	51	51
合計				△1,098	△1,098			1,775	1,775

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 区分処理を行うべき複合金融商品（債券）で組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないものについては、当該複合金融商品全体を時価評価し、124ページ「その他有価証券」に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	1,792	1,792	△35	△35	3,402	3,402	△64	2
合計				△35	△35			△64	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和5年度中間期				令和6年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	借入金	95,000	95,000	(注)	借入金	95,000	95,000	(注)
合計					—				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当ありません。
- (3) 株式関連取引
該当ありません。
- (4) 債券関連取引
該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	118,057	128,290
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,417	25,600
うち、利益剰余金の額	97,056	103,785
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	416	1,095
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	433	1,241
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	433	1,241
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,412	4,565
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,412	4,565
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	439	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	162	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	123,504	134,097
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	244	223
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	244	223
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	26	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,263	3,266
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,535	3,490
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	120,968	130,607

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,222,183	1,265,170
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,602	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,602	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	43,883	46,161
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,266,067	1,311,332
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	9.55%	9.95%

■定量的な開示事項（連結）

■その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	552	22	401	16
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,032	81	1,943	77
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,889	395	10,819	432
法人等向け	565,301	22,612	588,428	23,537
中小企業等向け及び個人向け	268,933	10,757	274,139	10,965
抵当権付住宅ローン	42,131	1,685	42,369	1,694
不動産取得等事業向け	232,682	9,307	255,761	10,230
三月以上延滞等	465	18	706	28
取立未済形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,758	270	6,919	276
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,242	329	7,508	300
（うち出資等のエクスポージャー）	8,242	329	7,508	300
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	39,952	1,598	42,380	1,695
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,237	169	4,412	176
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	35,714	1,428	37,967	1,518
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,951	1,238	24,131	965
（うちルック・スルー方式）	30,736	1,229	24,063	962
（うちマンデート方式）	215	8	68	2
（うち蓋然性方式（250％））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400％））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250％））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,602	224	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,213,546	48,541	1,255,558	50,222

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	413	16	464	18
短期の貿易関連偶発債務	189	7	162	6
特定の取引に係る偶発債務	94	3	82	3
原契約期間が1年超のコミットメント	3,598	143	4,211	168
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,395	95	2,889	115
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	778	31	720	28
オフ・バランス取引等 計	7,469	298	8,530	341
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	1,167	46	1,081	43
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,222,183	48,887	1,265,170	50,606

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	48,887	50,606
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,755	1,846
合計	50,642	52,453

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
	貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)		
国内計	2,123,120	1,532,836	271,963	1,220	683	2,215,830	1,600,672	280,182	1,104	764
国外計	61,551	13,524	47,162	—	—	63,933	22,037	41,335	—	—
地域別合計	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683	2,279,764	1,622,710	321,518	1,104	764
製造業	111,832	100,275	6,439	—	196	108,795	98,044	6,151	—	12
農業、林業	4,090	3,959	130	—	—	3,523	3,393	130	—	—
漁業	4,863	4,032	830	—	0	5,559	4,641	916	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,446	2,446	—	—	—	2,383	2,383	—	—	—
建設業	93,452	89,412	4,013	—	35	98,185	93,197	4,959	—	46
電気・ガス・熱供給・水道業	22,045	22,045	—	—	—	22,986	22,986	—	—	—
情報通信業	5,612	4,941	604	—	0	6,179	5,731	302	—	—
運輸業、郵便業	134,558	132,909	1,647	—	—	156,256	154,530	1,723	—	0
卸売業、小売業	129,410	123,233	5,491	—	28	132,916	125,467	6,760	—	281
金融業、保険業	69,157	31,369	29,892	1,134	58	66,289	47,276	14,902	1,045	43
不動産業、物品賃貸業	348,372	341,421	6,906	—	39	362,924	354,664	8,240	—	6
各種サービス業	217,822	209,827	7,912	—	25	219,754	211,878	7,794	—	12
地方公共団体	134,525	66,268	68,169	—	—	147,051	81,042	65,925	—	—
その他	906,482	414,218	187,089	85	298	946,959	417,470	203,710	59	361
業種別合計	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220	683	2,279,764	1,622,710	321,518	1,104	764
1年以下	238,345	228,171	10,144	—		233,185	210,555	22,620	—	
1年超3年以下	172,353	122,006	50,291	—		215,142	161,547	53,505	—	
3年超5年以下	215,619	131,075	84,422	—		254,395	152,975	101,314	—	
5年超7年以下	195,409	131,626	63,756	—		215,662	147,041	68,602	—	
7年超10年以下	307,325	234,381	72,869	—		277,066	246,051	30,946	—	
10年超	731,630	695,857	35,752	—		743,698	701,110	42,561	—	
期間の定めのないもの	323,987	3,242	1,889	1,220		340,613	3,428	1,967	1,104	
残存期間別合計	2,184,671	1,546,361	319,126	1,220		2,279,764	1,622,710	321,518	1,104	

- （注） 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	4,585	△173	4,412
	令和6年度中間期	4,593	△28	4,565
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	4,503	△68	4,435
	令和6年度中間期	4,023	△208	3,815
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	9,088	△241	8,847
	令和6年度中間期	8,616	△236	8,380

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,503	△68	4,435	4,023	△208	3,815
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,503	△68	4,435	4,023	△208	3,815
製造業	1,473	194	1,668	1,484	△57	1,427
農業、林業	117	0	117	2	3	5
漁業	13	△2	10	3	△1	2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	497	△196	300	340	△82	258
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△0	2	2	△0	2
情報通信業	59	1	61	60	△0	60
運輸業、郵便業	177	1	178	182	△2	180
卸売業、小売業	420	16	436	360	4	364
金融業、保険業	16	△3	13	13	1	14
不動産業、物品賃貸業	658	△25	633	657	△43	614
各種サービス業	668	△15	652	640	△8	632
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	397	△39	358	272	△21	251
業種別合計	4,503	△68	4,435	4,023	△208	3,815

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	65	41
農業、林業	—	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	38	55
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	4
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	134	49
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	5	3
各種サービス業	49	39
地方公共団体	—	—
その他	17	7
合計	312	203

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	22,839	592,438	16,208	648,107
10%	—	88,582	—	89,473
20%	64,274	—	71,163	—
35%	—	120,376	—	121,055
50%	105,602	41	103,803	70
75%	—	316,249	—	323,041
100%	2,897	815,482	1,953	873,254
150%	500	296	—	379
250%	—	1,694	—	1,764
合計	196,114	1,947,560	193,130	2,057,147

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	36,629	25,740
適格保証又はクレジット・デリバティブ	196,050	191,216

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	232	662
グロスのアドオンの合計額 (B)	3,406	3,443
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	3,639	4,106
派生商品取引	3,639	4,106
外国為替関連取引	859	687
金利関連取引	780	945
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,999	2,473
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	570
適格金融資産担保	—	570
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	3,639	3,536

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	3,402
	プロテクションの提供	26,019	32,422
合計	プロテクションの購入	—	3,402
	プロテクションの提供	26,019	32,422

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	14,797		15,285	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,529		1,529	
合計	16,327	16,327	16,815	16,815

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	1,454	122
償却に伴う損益の額	—	—

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	8,084	9,307
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	99,180	126,921
マンドレート方式	662	86
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
合計	99,843	127,007

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンドレート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式(1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	9,760	13,065	8,499	8,073
2	下方パラレルシフト	268	2,041	392	490
3	スティープ化	4,706	4,980		
4	最大値	9,760	13,065	8,499	8,073
		令和5年度中間期		令和6年度中間期	
5	自己資本の額	120,968		129,224	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	116,847	127,051
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,353	25,536
うち、利益剰余金の額	95,909	102,610
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	416	1,095
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,277	4,418
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,277	4,418
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	439	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	121,564	131,470
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	239	219
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	239	219
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,830	2,025
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,069	2,245
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	119,494	129,224

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,209,663	1,251,310
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,601	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,601	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,817	45,043
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,252,481	1,296,354
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(二))	9.54%	9.96%

■ 定量的な開示事項（単体）

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オン・バランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	552	22	401	16
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	2,032	81	1,943	77
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,855	394	10,786	431
法人等向け	570,024	22,800	593,518	23,740
中小企業等向け及び個人向け	268,933	10,757	274,139	10,965
抵当権付住宅ローン	42,131	1,685	42,369	1,694
不動産取得等事業向け	232,682	9,307	255,761	10,230
三月以上延滞等	455	18	696	27
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,758	270	6,919	276
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,828	353	8,093	323
（うち出資等のエクスポージャー）	8,828	353	8,093	323
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	22,167	886	22,887	915
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,159	166	4,401	176
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,008	720	18,485	739
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,951	1,238	24,131	965
（うちリスク・スルー方式）	30,736	1,229	24,063	962
（うちマンドート方式）	215	8	68	2
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,601	224	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,201,025	48,041	1,241,698	49,667

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【オフ・バランス取引等項目】				
原契約期間が1年以下のコミットメント	413	16	464	18
短期の貿易関連偶発債務	189	7	162	6
特定の取引に係る偶発債務	94	3	82	3
原契約期間が1年超のコミットメント	3,598	143	4,211	168
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,395	95	2,889	115
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	778	31	720	28
オフ・バランス取引等 計	7,469	298	8,530	341
【CVAリスク相当額に係る額】（簡便的リスク測定方式）	1,167	46	1,081	43
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	—	—	—	—
合計	1,209,663	48,386	1,251,310	50,052

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和5年度中間期	令和6年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク（標準的手法）	48,386	50,052
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,712	1,801
合計	50,099	51,854

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度中間期					令和6年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高 (注3)
	貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)			貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)		
国内計	2,110,285	1,537,579	271,963	1,220	611	2,201,712	1,605,792	280,182	1,104	699
国外計	61,551	13,524	47,162	—	—	63,933	22,037	41,335	—	—
地域別合計	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611	2,265,646	1,627,830	321,518	1,104	699
製造業	111,832	100,275	6,439	—	196	108,795	98,044	6,151	—	12
農業、林業	4,090	3,959	130	—	—	3,523	3,393	130	—	—
漁業	4,863	4,032	830	—	0	5,559	4,641	916	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2,446	2,446	—	—	—	2,383	2,383	—	—	—
建設業	93,452	89,412	4,013	—	35	98,185	93,197	4,959	—	46
電気・ガス・熱供給・水道業	22,045	22,045	—	—	—	22,986	22,986	—	—	—
情報通信業	5,612	4,941	604	—	0	6,179	5,731	302	—	—
運輸業、郵便業	134,558	132,909	1,647	—	—	156,256	154,530	1,723	—	0
卸売業、小売業	129,410	123,233	5,491	—	28	132,916	125,467	6,760	—	281
金融業、保険業	69,908	31,369	29,892	1,134	58	67,040	47,276	14,902	1,045	43
不動産業、物品賃貸業	353,187	346,236	6,906	—	39	368,109	359,849	8,240	—	6
各種サービス業	217,832	209,827	7,912	—	25	219,764	211,878	7,794	—	12
地方公共団体	134,525	66,268	68,169	—	—	147,051	81,042	65,925	—	—
その他	888,071	414,147	187,089	85	226	926,895	417,405	203,710	59	296
業種別合計	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220	611	2,265,646	1,627,830	321,518	1,104	699
1年以下	238,545	228,371	10,144	—		234,445	211,815	22,620	—	
1年超3年以下	173,893	123,546	50,291	—		216,682	163,087	53,505	—	
3年超5年以下	218,694	134,150	84,422	—		256,780	155,360	101,314	—	
5年超7年以下	195,409	131,626	63,756	—		215,662	147,041	68,602	—	
7年超10年以下	307,325	234,381	72,869	—		277,066	246,051	30,946	—	
10年超	731,630	695,857	35,752	—		743,698	701,110	42,561	—	
期間の定めのないもの	306,337	3,170	1,889	1,220		321,310	3,363	1,967	1,104	
残存期間別合計	2,171,836	1,551,104	319,126	1,220		2,265,646	1,627,830	321,518	1,104	

- （注） 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度中間期	4,457	△180	4,277
	令和6年度中間期	4,440	△22	4,418
個別貸倒引当金	令和5年度中間期	4,145	△16	4,129
	令和6年度中間期	3,782	△183	3,599
特定海外債権引当勘定	令和5年度中間期	—	—	—
	令和6年度中間期	—	—	—
合計	令和5年度中間期	8,602	△195	8,407
	令和6年度中間期	8,222	△204	8,018

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和5年度中間期			令和6年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,145	△15	4,129	3,782	△183	3,599
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,145	△15	4,129	3,782	△183	3,599
製造業	1,473	194	1,668	1,484	△57	1,427
農業、林業	117	0	117	2	3	5
漁業	13	△2	10	3	△1	2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	497	△196	300	340	△82	258
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△0	2	2	△0	2
情報通信業	59	1	61	60	△0	60
運輸業、郵便業	177	1	178	182	△2	180
卸売業、小売業	420	16	436	360	4	364
金融業、保険業	16	△3	13	13	1	14
不動産業、物品賃貸業	658	△25	633	657	△43	614
各種サービス業	668	△15	652	640	△8	632
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	39	13	52	31	4	35
業種別合計	4,145	△15	4,129	3,782	△183	3,599

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

業種別	令和5年度中間期	令和6年度中間期
製造業	65	41
農業、林業	—	2
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	38	55
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	4
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	134	49
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	5	3
各種サービス業	49	39
地方公共団体	—	—
その他	17	7
合計	312	203

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	22,839	592,437	16,208	648,106
10%	—	88,582	—	89,473
20%	64,103	—	70,998	—
35%	—	120,376	—	121,055
50%	105,602	21	103,803	50
75%	—	316,249	—	323,041
100%	2,897	827,880	1,953	859,448
150%	500	296	—	379
250%	—	1,663	—	1,760
合計	195,943	1,935,110	192,964	2,043,316

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
 該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
適格金融資産担保	36,721	25,835
適格保証又はクレジット・デリバティブ	196,050	191,216

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	232	662
グロスのアドオンの合計額 (B)	3,406	3,443
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	3,639	4,106
派生商品取引	3,639	4,106
外国為替関連取引	859	687
金利関連取引	780	945
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	1,999	2,473
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	570
適格金融資産担保	—	570
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	3,639	3,536

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和5年度中間期	令和6年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	3,402
	プロテクションの提供	26,019	32,422
合計	プロテクションの購入	—	3,402
	プロテクションの提供	26,019	32,422

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度中間期		令和6年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	14,325		14,742	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,239		2,239	
合計	16,565	16,565	16,982	16,982

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
売却に伴う損益の額	1,454	122
償却に伴う損益の額	—	—

中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	7,736	8,888
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度中間期	令和6年度中間期
ルック・スルー方式	99,180	126,921
マンドレート方式	662	86
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
合計	99,843	127,007

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンドレート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式(1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度中間期	令和6年度中間期	令和5年度中間期	令和6年度中間期
1	上方パラレルシフト	9,760	13,065	8,499	8,073
2	下方パラレルシフト	268	2,041	392	490
3	スティープ化	4,706	4,980		
4	最大値	9,760	13,065	8,499	8,073
		令和5年度中間期		令和6年度中間期	
5	自己資本の額	119,494		129,224	

トモニホールディングス 株式会社

香川県高松市亀井町7番地1 TEL (087) 812-0102
<https://www.tomony-hd.co.jp/>

株式会社 徳島大正銀行

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地 TEL (088) 623-3111
<https://www.tokugin.co.jp/>

株式会社 香川銀行

香川県高松市亀井町6番地1 TEL (087) 861-3121
<https://www.kagawabank.co.jp/>

発行／令和7年1月

- 本資料は銀行法第21条及び第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は、様々な要因により大きく異なる可能性があります。